

令和２年 第１回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示１８号

令和２年第１回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和２年２月１９日

まんのう町長 栗田 隆義

- １．招集日 令和２年３月２日
- ２．場 所 まんのう町役場議場

令和２年第１回まんのう町議会定例会会議録（第３号）

令和２年３月４日（水曜日）午前 ９時３０分 開会

出席議員 １６名

１番 鈴木 崇 容	２番 常 包 恵
３番 小山 直 樹	４番 京 兼 愛 子
５番 竹林 昌 秀	６番 川 西 米希子
７番 合 田 正 夫	８番 三 好 郁 雄
９番 白 川 正 樹	１０番 白 川 皆 男
１１番 大 西 樹	１２番 松 下 一 美
１３番 三 好 勝 利	１４番 大 西 豊
１５番 川 原 茂 行	１６番 田 岡 秀 俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

１１番 大 西 樹	１２番 松 下 一 美
-----------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総務課長兼仲南支所長 長 森 正 志

企画観光課長	常 包 英 希	税 務 課 長	池 下 尚 治
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	黒 木 正 人	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	河 田 勝 美	農 林 課 長	小 縣 茂
琴南支所長	萩 岡 一 志	教育次長兼学校教育課長	香 川 雅 孝
生涯学習課長	松 下 信 重	地籍調査課長	岸 本 広 宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、11番、大西樹君、12番、松下一美君を指名いたします。

議会運営委員長報告

○田岡秀俊議長 ここで、昨日、議会運営委員会が開かれております。それにつきまして、委員長の報告を求めます。

10番、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 議会運営委員会の委員長報告をします。

3月3日、一般質問終了後、第1委員会室において、議長同席のもと、委員6人出席し、議会運営委員会を開催しました。

協議内容は、3月2日の全員協議会において、町長より、まんのう町に対して5,000万円の寄附があった。寄附された方については、本人の強い要望により、匿名とさせていただきますといった報告がありましたが、これに対し、昨日の竹林議員の一般質問の中で、寄附された方に対し不適切な発言があったのではないかとことの確認でした。テープ起こしをし、確認したところ、寄附された方に対し、善意を無にする発言があったことが全会一致で認められました。

議長により、議場において、竹林議員に謝罪の言葉を求めることとしたことを報告いたします。以上です。

○田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告により、竹林議員に発言を求めたいと思います。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 貴重な審議の時間を費やしていただいて、まことに恐縮に存じてお

ります。

本町は、内部統制、そして監査改革、それに携わるべき重大な時期に差ししかかっております。その時期において、町もお困りのようだから5,000万円寄附させていただくという申し出があったと町長からの報告を受けました。匿名でということでありまして、匿名の寄附というのは非常に立派なものではありますが、私が懸念するのは、町の歳出歳入は全て明らかにされなければならない。財務会計システムにおいては、どこからのお金、どこへ出るということを入力しないことには町長に決済が回らないんだと思います。したがって、匿名というのは財務会計システム上は通用しないんじゃないか。町長だけが御当人を御承知で、我々がどういふ方なのか承知してない。そして、この金額が5,000万円ということになると、その目的もはっきり説明されてないわけで、これは公的な資金である以上、明確にせないかん。内々ということが通用するのかどうか、よくよく国、県と相談していただけませんかと、こういうことであります。その確認をしないと、非常に重大なことにつながる可能性もある。御当人がかかわる世界がどういふことなのか、それもよくよく調べなければなりません。

私が、最初、会社で勤めたときには、新しい会社を、新しい取引先を見つけたときは、十分に役員、株主、取引先を調べた上で取引の許可が得ることであっても出たものであります。

歳出ばかりに気をとられておりますが、収入役という名前があったように、お金の受け入れの判断こそ重要であります。寄附の意思を申し出られた方、非常にとうといお気持ちであろうとは思いますが、公行政がお金を受け取るということ、その確認が町長だけでなされたもので果たしていいのか。町長は我々に対して説明責任を果たしているとは言えないのではないかと。国、県に相談することを持ちかけております。うかうか受け取らんように、よくよく検討されて、慎重な対応を求めますと。発言については私の自己責任であります。

私は、御当人がどんな方か全く説明を受けてないわけですし、それが的確なものか。5,000万円ということに対して慎重であるべきとの判断であります。寄附を申し出られた方には非常に申しわけなく、お気の毒な気持ちは持っております。幾分、失礼に当たるかもしれない。しかし、御当人の名が出てないから、名誉毀損ということにはなりませんね。名誉というのは名の誉れであります。

そこで、よくよく調査研究すれば、匿名寄附を穩当に受け入れる方法があるのではないかと。この調査研究を事務方、議会ともどもにすべきではないのかと思います。極力寄附を申し出られた方の気持ちを穩当に受け入れるための調査研究を、我々が、この後、努力することをせねばならぬのだらうと思います。

したがって、まことに時間を費やし、皆様に申しわけない気持ちはあります。それから、御当人に対して、昨日の発言では、御当人に対する配慮ということは私の発言の中にありませんでした。町の公正さ、穩当な明々白日にさらせる説明責任を持った歳出歳入、そし

て基金の運用、ここのことのみの発言でありまして、欠けたところはありません。これはまことに申しわけなくおわび申し上げます。

しかし、発言の趣旨は全く撤回するつもりもなく、これを貫くことが今の町の住民からの信頼を回復する手だての第一歩ではなかろうかと思うのであります。広く誰の耳にでもわかる形での協議、研究をすべきであると、再度、申し上げておきたいと思います。

○田岡秀俊議長 ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前10時20分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

竹林議員より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 再度、貴重なお時間をいただきます。

先刻は、おわびすべき機会を与えられながら、十分に不適切発言に対しておわびを申し上げることができず、改めておわびを申し上げます。

まことに申しわけございませんでした。以後、こういうことのないように心したいと思います。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

14番、大西豊君、1番目の質問を許可します。

○大西豊議員 ただいま、発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。昨年の6月の定例会におきまして、引き続き、一般質問を行います。

この案件については、昨年の11月の議会報告会におきましても、住民の方々から議会の権限と権能を十分に発揮するような趣旨もありましたので、まだ未解決ですので、再度、一般質問を行います。

令和元年8月20日、三和会計事務所税理士米田守宏氏より、調査検証作業報告書の中から抜粋をして質問します。

目的といたしまして、今後、同様な不正流用事件を生じさせないために、具体的かつ実務的な方策をまんのう町に提示する。範囲は、会計室、平成30年4月1日より平成31年3月31日。

まず最初に、各種基金は資金の運用以外に一般的に月の中の取引はほとんどなく、思い込みによる監査が甘くなった。同一金融機関の視点から、複数回、数十万円から数百万円の現金が引き出されている。このような行為に対し、金融機関が不信感を持たなかったのか。

次に、本案件の発生の直接的な原因は、会計室の口座管理制の不備であり、本事案の発覚がおくれたことにより、被害額が拡大した原因は、月例出納検査体制の不備であると言える。

次に、前会計室長は各種基金、通帳と印鑑を金融機関の窓口を持ち込み、現金を引き出した。本事案が1年間も発覚しなかった理由は、月例出納検査で基金の取引及び残高確認をほとんどしてなかった。

次に、合計5件の町長の印鑑を押印されてない支払い命令書及び基金運用命令書がある。

以上についての質問として、現在、どのように改善されているのか。それにかかった費用、弁護士、第三者委員会等には幾らかかったのか答弁いただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の、元会計室長による公金着服事案についての御質問にお答えいたします。

最初に、御質問にある三和会計事務所米田守宏氏による調査検証作業報告書の中から、一つ目の、各種基金は資金運用以外に一般的に月中の取引はほとんどなく、思い込みにより監査が甘くなったという点につきましては、確かに基金はその性質上、利息や運用益の積み立て時、もしくは年度末から出納閉鎖へかけての基金取り崩しによる一般会計への繰り入れ時しか本来であれば動きがなく、取引がないため、元会計室長がみずから作成し、監査時に提出された基金残高に関する調書のみを監査していたものであります。

しかし、事件発覚後からの監査では、基金残高に関する調書と通帳との突き合わせなどを毎月実施してございます。

次に、同一金融機関の支店から複数回、数十万円から数百万円現金が引き出されている。このような行為に対して金融機関が不信感を持たなかったのかについてでございます。現金が引き出されたのは同一店舗ではなく、町内にある複数の店舗で引き出されており、金融機関としては、口座引き出しに関する書類等が正確にそろっている場合には、引き出しを拒否することができないとの回答であります。

次に、本案件の発生の直接的な原因は会計室の口座管理制の不備であり、本事案の発覚がおくれたことにより、被害額が拡大した原因は、月例出納検査体制の不備であると言える。また、前会計室長は各種基金、通帳と印鑑を金融機関の窓口を持ち込み、現金を引き出した。本事案が1年間も発覚しなかった理由は、月例出納検査での基金の引き出し及び残高確認をほとんどしていなかった。この2点につきましては、本事案発覚後、昨年お示ししております再発防止策にありますように、まず、必ず担当者と室長の2名で事務対応するという内部牽制機能の強化、また、通帳と印鑑を分散保管するという通帳管理体制の強化、例月監査時に基金残高報告書を必ず毎月提出するという基金残高の監視強化、さらに、会計室金庫の暗証番号を変更や施錠の徹底など、安全対策の強化を図っております。

次に、合計5件の町長の印鑑が押印されていない支払い明細書及び基金運用命令書があるという件につきましては、本来であれば差し戻すべき命令書等ではありますが、前会計

室長がその命令書で実際に処理を行っていたというものであります。これらは全て正規の基金運用命令書であり、本公金着服事案とは別なものであります。しかしながら、今後、町長の印鑑が押印されていない命令書等につきましては、当然、差し戻すなど適切に処理を行ってまいります。

最後に、本公金着服事案に係る弁護士、会計事務所などへのかかった費用につきましては、現在のところ、顧問弁護士へ43万2,000円、三和会計事務所へ108万円でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、大西豊君。

○大西豊議員 本当に今のだけで大丈夫かなという気持ちがありますので、再質問を行います。

過去の合併前のこういう事件が、同じ事案がありましたけど、幸いにして全て弁済されて、そういう中においても、先ほど町長の報告がありましたけど、通帳と判は別で保管するというので、旧町時代には議会に報告がありました。同じことを言っても、やはり本当に私は大丈夫かなという、私、昭和62年の8月から32年間、議員させていただく中で、なおもまだ不安を持っております。これはやはりもう少し実効性のあることを文章に残す、きのう、3人の方がコンプライアンスの面から、また、条例規則なんかをいろいろ申しましたけど、それはやはり文章にするのか、条例化しなければ防げないと思いますので、再度、答弁をいただきたいと思います。

基本は、基金というのは、そのときに、合併前にあったときにも、一般的には一般会計へ入れて、議会に承認を得てから運用するものでありますので、先ほどは基金の分にしては、毎月、突き合わせとるということを言われましたけど、実際はされてなくて、ただ、この会計事務所の108万円払ったところが言うところのは、唯一、10月に基金のことを指摘したようですけど、またそれは後で再度します。通帳と印は別々という、本当にどこどこで管理するのか、再度、お伺いします。

それと、先ほど町長の判がなかったら差し戻す言われましたけど、この5件については何人の判が座ったもんか、どういう内容のものであったか、再度、報告いただきたい。

○田岡秀俊議長 答弁、会計管理者、黒木正人君。

○黒木会計管理者 大西議員の再質問にお答えいたします。

通帳と印鑑の保管に関しましては、通帳は、現在、副町長室の金庫で保管しております。使用する場合には、使用簿に記入いたしまして、管理者の許可を得て使用しております。印鑑に関しましては、会計管理者、私のほうが保管しております。

もう一点、5件の印鑑の押されていない命令書につきましては、今、資料がございませんので、また調べまして御報告させていただきます。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 これは一般質問通告書に書いておりますし、判がないということは重大なことでありますので、議長、それは答弁してもらうようにお願いします。

通常やったら出せんもんが、今回もお金を持ち出されておりますので、それと、先ほど2番目に言った、複数回にわたり数十万円から数百万円のお金が引き出されて、信頼関係についても、もうちょっとそういうことは調査したのかどうか。

○田岡秀俊議長 答弁調整いたしますので、しばらくお待ちください。

答弁、会計管理者、黒木正人君。

○黒木会計管理者 先ほどの5件の町長の印鑑が押されていない命令書の件についてお答えいたします。

判こ、町長のは押されていませんでしたが、町長までの係、課長までの印鑑は押されておりましたので、御報告いたします。

○大西豊議員 内容は。

○黒木会計管理者 内容は基金の取り崩し、一般会計への繰り入れ関係の命令書でございます。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 この案件は重大ですので、全部で5人の方が質問しております。私はできるだけ重複するのを避けて、何に使われたかということが議会に知らされんことが僕は重要な問題と思いますので、できたら限られた時間で報告をいただきたいと思います。

次、再質問へ入りますので、できれば私の時間内の報告をお願いいたします。

三和会計事務所に調査依頼をお願いしている中で、平成31年4月、元会計室長が退職後、発覚とあるが、なぜ平成31年2月4日、町の資料によりますと、地元自治会の不正等に関する相談があったが、このことについて一度も触れていないが、なぜ個別監査に頼まなかったのか、理由。

次に、令和元年、会計室長が関係していることについて、平成30年10月23日、全員協議会において、満濃池一周マラソン大会、約400万円の費用及びボランティア対応等についての議論があり、まんのうツーリズム協会に対する決算報告書を求めましたが、出されませんでした。そして、約1年後、令和1年9月の資料の中に、ツーリズム協会決算書、総会資料なしとの報告であり、この理由、及び、昨日の一般質問の中にもありましたが、まんのう町ツーリズム協会の決算等の監査委員報告を求めるという発言がありました。が、私も同様に発言を求めます。

次に、令和元年9月定例議会で、一般会計歳入歳出決算について不認定とされましたが、これまでの答弁では、県等に相談して適正に処理するとの答弁であったが、今後、どのように処理をするのか。先ほども申しましたが、昨年11月の議会報告会においても、住民より、議会は議会の権能と権限を発揮して対応すべきだという発言もありましたので、私は早急に住民に対して報告する義務があると思いますので、再度、お願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 大西議員さんの御質問の中で、ツーリズム協会に該当する部分については、私のほうがツーリズム協会の理事長ということでございますので、お答えをさせて

いただきたいと思います。

一部につきましては、過去にお答えしたものと重複することになりますので、それは御容赦いただきたいと思います。

まず、30年度の総会の資料がないというお話でしたが、これは御質問、過去に、確か全員協議会の中でも御質問いただいたと私は記憶しておりまして、そのときに申し上げたのは、平成30年度の収支決算については疑義があると。疑義があるゆえに総会は開いてないと。加えまして、総会というのは次年度の計画を提示するものが総会でございまして、平成31年は補助金もいただいてないということで、計画も立てられないということで、そういうことで、現在、総会は開いておりません。大体の概要が明らかになりましたら、総会も開くというふうにも考えております。それはツーリズム協会の役員の方にも御理解をいただいて、そういうふうなことで進めております。

また、10キロマラソンの決算については、これはできておりますので、資料につきましてはお出しできるというふうに考えております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 大西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

何点かいただきまして、まず、2月4日の地元の関係でございしますが、これにつきましては、地元自治会のお金ということで、役場と別の機関、地元の任意団体ということで調査をしなかったということでございます。

それと、決算書の不認定の件ですが、これは県の自治振興課等へ問い合わせをして、決算書を見ていただいたらわかるんですが、その中に明記しております。金額と公金不正によるということで、その文言が入っております。報告につきましては、不認定を受けて、報告をするということでございますが、これにつきましては、今現在、本人が逮捕、起訴されており、近々に裁判が始まります。その中の起訴状をそれ以降に取り寄せるようにしておりますので、それも含めて、判決を待って、今現在、報告書をつくるということで作成しておりますので、それにつきましては、できるだけ早い段階で報告書をつくって、お示しをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 ちょっと、私、先ほどのお話の中で欠いていたことがありますので、つけ加えさせていただきます。

10キロマラソンの決算については、担当課、今、指摘がありまして、全員協議会の中でお示しをしたということでございますので、御確認をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 答弁漏れがありました。重要なところでありますので、今さっきの答弁では、自治会のやったから調査しなかったというけど、普通、企業であれば、たとえ1万円であろうが、10万円であろうが、恐らく地元の自治会の方が具体的な書類を持ってき

て、関係方面にも迷惑をかけとるからということで、わざわざ役場へ来られたように聞いております。私以外にも何人かには相談されたようです。そういう中で、2月4日の自治会の会員の方に対応した内容について、地元の方が相談に行って、いろいろお話はしたと思うんですよ。恐らく資料を持ってきたと思うんです。そういう内容について、今回もこれ108万円もお金出して調査をお願いしとるのに、文言を一つも、また後から質問しますが、1個も入ってないんですよ。再度、お願いします。どういうお話で、どういう資料をもって、どういう対応をしたのか。

それと、全員協議会で説明した云々いうけど、令和元年9月18日に差しかえをいうことで、各種団体助成金支出状況調査書を、これ、委員の方、多分、9月の議会でもろたと思うんですけど、ツーリズム協会については180万円、決算提出状況なし、総会未開催、その中で担当課が発したのは、情報発信として必要であり、難しい。先ほど副町長が答弁し、私が理事長ですということですので、やはり各種団体の見本とならんあかんと思うんです。ほかの団体は全部書類出しとんですよ。私は議会と行政は時には車の両輪のごとく、議員の使命は議会の権限と権能を発揮して、チェック機能が一番なんですよ。今回事件があつて、普通のときにはそんなことを言わなくてもいけると思うけど、法律的なことをいろいろほかの議員が質問したんで、私は重箱の隅をつつくようになりますけど、これは議会報告会でも言われとるんですよ。議会報告会には、僕が出席した中では、職員の方は、僕の記憶ではいません。来とったら訂正させてもらいますけど、もう少し、議長、お願いします。

（三好勝利議員退席 午前10時48分）

31年2月4日に地元自治会の方が書類を持ってきて、ほかにも迷惑かけとるということを説明しとると思うんですよ。それに関しては何も報告ないんですよ。個別監査にも一つもないんですよ。ただ、長年放置しとったから、監査しとらなんだきん、損害が増大したということで、一番大事ですので、それともう一つは、僕には言いわけに聞こえるんですけど、ほかの議員も過去にこの協会についてはいろいろボランティアの方が大分出席したけど、対応について十分でなかった。最低限のことができてなかったようなことも全員協議会で、ちょうどこれ、この時期、まさに平成30年10月いうことは、問題が発生した時期なんですよ。みんなに情報が拡散した時期なんですよ。地元地区はいろいろ疑問に思っただけで動き出した時期なんですよ。同じなんですよ。

それ以外にも、10月の時期にいろいろなことが起ことるんですよ。あのときも議員の方が、繰り返し、繰り返し、報告を求めたと思うんですよ。1年間もほっといてこれなしですよ、もう少し責任ある答弁をいただきたい。

○田岡秀俊議長 答弁、副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 大西議員さんの御質問にお答えします。

先ほど、ツーリズム協会の総会についてのお話をさせていただきましたが、まことに申しわけございませんけども、現状ではそういうことで総会は開いておらない状況でございます。理事については、先ほど申し上げたとおりでございます。

今後、全体が明らかになりましたら、役員の方にも集まっていただいて、総会を開きたいと思っておりますので、御理解をいただけたらと思います。

(三好勝利議員着席 午前10時51分)

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 大西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

2月4日の地元の件でございますが、先ほども申しましたとおり、地元自治会のお金でございます。

資料につきましては、通帳の手書きで写されたものを持ってきておりました。その後、本人に確認したら、そのことは話がありまして、お金についてはお返しするというので、三和会計の報告書につきましては、当町の公金の部分、これについての調査でありますので、地元のお金については、地元の任意団体のお金ということで、役場と別ということで、三和会計のほうへ依頼したということでございます。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 皆さんは公務員であります。ここの議場に恐らく議員の報酬が約1億円で、執行者の管理職の方が2億円ぐらい、3億円の税金を投入して、唯一、議会と執行者の対等の立場で話せる場面であります。同じ間違いをしないためにも、私は発言させてもらいます。

先ほど申しましたが、合併前に同じような事件があったんですよ。通帳と通帳印を同じ課長に預けとって、そのときは本人が弁済しましたが、今回、また同じでないんですか。今回は1年たってもまだ弁済されておられません。これは問題解決しなかったら、内容を余り知らない人は、1月15日のNHKのニュースでも、また1,010万円もとったんかということを耳にします。もうちょっと真摯に受けとめて対応しなかったら、また同じこと、3億円、この中に投資しとんですよ、税金を。それで町長の施政方針は何ですか、あれは。職員が一丸となって、管理職でしょうが。この前も管理職、今回も管理職が不正を行ったんでしょ。そうでないんですか。ちょっとその点についてお伺いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

元会計室長、確かに管理職でありました。しかしながら、それと同時に町の職員でもあります。こういった大きな問題につきましては、町職員一丸となって、解決に向けて、二度とこういうことが起こらないようにすること、また、再発防止に向けて、町民の信頼回復に向けて、職員一丸となって対処していくのが当然のことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 いろいろ言葉はあるかもわかりませんが、基本的には月給をようけもろとる人が不正を起こしたんやから、やはり襟を正して、責任を置いて、ほとんどの職員、99.999%の人は真面目に頑張るとるんですよ。しかし、外部からは、まんのう

町の職員は恐らくいろいろ批判されとるし、いいかげんなもんやいうことを言われておりますので、私は施政方針の中で、管理職のときに不正を行っておりますので、それで弁済されておられませんので、それは私は重要だと思いますよ。

そしたら、また再質問に入ります。

令和2年1月15日、NHKニュースウェブによると、まんのう町が積み立てていた基金から1,010万円余りを着服したと逮捕され、元まんのう町職員の男が、かつて会計を担当していた自治会関係者から男に自治会の運営費など不正に引き出した疑いがあると町に相談していたことがわかりましたとの報道がありました。

これは平成31年2月4日の自治会の人が町に相談してこられた以後、退職。平成31年3月1日の間に元会計室長にお金を引き出された金額は幾らだったのか、お伺いします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 大西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

NHKの取材の分で、今、御質問がありましたが、地元のお金ということで、これにつきましては、先ほども説明させていただきましたが、地元の任意団体ということで、当町が通帳を調べるとか、そういうこともありませんし、金額が幾らというの、当町としては把握してないということでございます。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 ちょっと、僕、言い間違えたんかわからへんけど、元会計室長が町のお金を幾ら引き出されたのかということで質問したつもりですけど、訂正させていただいて、元会計室長が地元自治会の人で町に相談してこられてから以降に、元会計室長が町のお金を幾ら引き出したのか。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 ただいまの大西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

3月の彼がやめる前、27日ですか、3億円の基金を解約して、定期を解約して、実際になくなって、三和会計さんの報告にもありましたが、2,860万円でございます。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 これは大変ですよ。31年2月4日、自治会の人がおかしいんでないか、関係団体に迷惑かけとる以降にその金額ですか。再度、聞きます。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 大西議員さんの質問にお答えします。

3月27日ですので、それ以降でございます。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 我々議会には、これ、いつ何ぼおろしたい、今の発言、議長、間違いないか確認してください。

地元自治会の人に関係機関に迷惑かけとるいうて来てから、今の金額でしょ。

皆さん、議場におる方、2月4日に地元自治会の人に関係機関に迷惑をかけておるいう

てお願いに来た後に、今の全額がとられとったということですよ。

先ほどは、答弁では、自治会のお金やから関係ないと。もし2月4日に、普通の会社だったらそうですよ、普通は配置転換ですよ。これは大変ですよ。議員の皆さん、これは絶対に、議会は何ですか、これは。私も半信半疑で、これ、資料をくれてもわからんから、どこの基金をとって云々やけど、地元の自治会の人、さっき言いよった、恐らく副町長と総務課長の中で文書を持ってきたようにも聞いておりますけど、後でもう一遍、質問しようと思ったけど、三和会計事務所が言われておるんは、長年の間にとられたいうことを書いとるんですよ。地元自治会がお金がなくなるとるけど、皆さん、注意してくださいということを書類を持ってきたとるんですよ。私もちょうど、それはうそでないんかと思って、私が情報をつかんだんは1月ごろですよ。町外の方がいろいろ言いよることがあるから、おまえ一遍聞いてみい、そんなことないわいうて、私は複数の人に聞きました。琴南町から善通寺のほうに家を建てとる方に、それは、笑いながらほんまやいうことを聞きました。それ以外にも聞いたけど、議員の方にもいろいろ資料を見せたり、聞いたりしました。私はそのときに地元議員がおるんだから、まずは地元議員に相談して、私も協力しますということで今日に至っております。これ、今、聞いて、議長、どう思いますか。

地元住民が、最初の答弁は、自治会のお金やから関係ないいうけど、ちゃんと資料を持ってきたとるんですよ。関係機関に迷惑かけとるからいうことで。事実かどうか知らんけど、うっむいて何も話ししなかったようです。確実なことは知っておりませんけど、いろいろその近辺から漏れ伝わってくるところによると、配置転換と減俸をくらったきん、こらえてくれとかいうことをいろいろな場面でも話したようで、これは裏づけはとっておりませんけど、そういうことはあったようです。そやけど、これは許せませんよ。2月4日に地元住民が疑問を持って言うてきたのに、これ、議長、答弁してくれなんたら、僕、時間なくなるばかりですよ、私らに書いてくれた資料は、これ、5月2日からいろいろ金額がとったとったいうて書いて、2月4日に琴南地区一名来庁、それで懲戒処分を3月6日、辞職願が3月11日、月例監査、本人勤務、3月31日に退職。この間、監査委員も議会も知らされてないんですよ。この中、3億円ですよ、税金。町税ですよ。責任ある答弁していただきたいと思います。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 大西議員さんにお答えしたいと思います。

ちょっと説明の仕方というか、答弁がきちっとできてなくて申しわけありませんでした。

彼が会計室に就任して間近ぐらいから公金を不正に流用していき、やめる間際に最終的には2,860万円ということで、彼が在任中の1年間かけて、最初のころから公金に手をつけていたということでございます。済みません。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 私があえて言うたのは、地元住民が言ってきた2月4日から退職までということを質問しておりますので、確認してください。

○田岡秀俊議長 答弁調整です。しばらくお待ちください。

それでは、ここで、議場の時計で11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後11時11分

再開 午前11時21分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 大西議員さんの質問にお答えします。

ただいま調べましたところ、先ほどの質問でありました2月4日以降の金額でございますが、3月末までで850万円でございます。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 もし2月4日に対応しておけば、850万円はとられてなかったということやな。先ほど言った850万円は絶対間違いないですか。それやったら、我々にくれる資料も紛らわしい資料を出さんと、答弁する人が間違ったりするぐらいやったら、我々見た者はなおわからんと思いますので、再度、精査をして報告いただきたいと思います。

それと、もう一度、確認しておきます。報告書では公金不正流用事件の発覚までの経緯ということで、三和会計事務所の経緯の中で、平成30年10月の監査において、監査の方が指摘されておるようなことも、唯一、基金を確認しておるということが述べられております。通常、冒頭で私が言いましたが、基金というものは、目的を持って使うということは、それ以外には使えない。それともう一つは、議会の承認が要るということは、議会に上って使うということだと思いますけど、確認をしておきたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 基金の取り崩しといいますか、基金の種類と基金の取り崩しのお話と思います。

基金にはいろいろ種類がございまして、その多くは目的基金でございます。その中で財政調整基金というのは、これは財政が不足したときに取り崩すということでございます。一般会計の財源の中に、議員さんもうごらんになったと思いますけども、繰入金という項目がございまして。繰入金は主に基金を取り崩して財源不足をそこに充てるところが繰入金でございます。繰入金の名目の中に、例えば財政調整基金は最高でこれだけ繰り入れますよとか、減債基金はこれだけ繰り入れますという、そういう明細を提示しまして、議

員各位に御了解をいただいて、御承認をいただいておりますところでございます。一般会計の中でそういう項目を御承認いただいた後で、財源不足のときには、しかるべき事務処理をもって、こちらのほうで基金の取り崩しを行っているということでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 今の言う利子の補給云々は、この会計報告にもあるけど、基本的には、30年10月に監査の方が財政調整基金と子ども未来夢基金数億円が解約されたということを監査を行われ、いろいろ調査をしたようです、個別監査によると。普通、解約されるということは、今の副町長の言う例外に使えるということやな。解約ということは、議会の承認がなかったら使えんいうことを確認したいと思います。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 特別目的基金に使える範囲というのは当然決まっているわけございまして、我々としては、その目的のためにその基金を取り崩すという考えのもとに基金の取り崩しを行っておるわけで、先ほど申し上げましたように、一般会計の中で、例えば子ども未来夢基金というのを取り崩すとあれば、その前提として、当然、支出の中に歳入と歳出の部分がありますので、歳入と歳出の中に当然そのバランスがとれるような数字の計上はいたしておりますので、そういう中で我々は運用しているというふうに御理解いただけたらと思います。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 そしたら、平成30年10月の財政調整基金と子ども未来夢基金については、数億円の解約があるということは、通常は議会の承認がなかったらできないということですか。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 同じことになりますけども、一般会計の予算の中で、使途、用途、歳出に支出する用途を項目として上げておりますので、その目的のために目的基金を取り崩す場合は、我々の中で事務処理をしているというところでございます。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 ややこしい答弁ばかり。基本的には、これは目的外使用でとったんやから、この10月の時点で監査室とか監査委員とかが、この基金が解約されたのであれば、議会の承認がなかったんやったら、本当はここで気づいとかないかん。目的外使用やし、収支のバランスとれとらんのかということでないんですか。

○田岡秀俊議長 答弁、会計管理者、黒木正人君。

○黒木会計管理者 大西議員の御質問にお答えいたします。

10月の約10億円の基金の取り崩しとありますが、こちらは財政調整基金と子ども未来夢基金で、二つの基金で保有しておりました9億の国債を売却いたしまして、9億1,000万円の国債に買いかえたという処理でございます。こちらの処理につきましては、

平成30年9月14日に行われております資金管理検討委員会で検討いたしまして、その結果による基金売却、買いかえでございます。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 この件は正しくて、ほかのが正しくないということやな。この件は正しいということやな。金額ちゃんと合うということやな。それ以外の基金取り崩したんは。

○田岡秀俊議長 黒木正人君。

○黒木会計管理者 それ以外につきましても、支出命令等により、取り崩し等に関しましては正規の取り崩しでございます。報告しております取り崩しは、全て正規でございます。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 ややこしいことばかりで、報告しとる分については適正に、報告してない分は、反対から言ったら、不正やったということと理解しておきます。間違いがあったら言ってください。

とにかく、最後にしますけど、先ほど、2月4日に地元住民の人が来て、いろいろな不正があるんでないか、迷惑かけとるいう中で、町の財政に関係なくしても、普通、一般企業においてでも、私、新聞の広島県をコピーして渡しておりますけど、8,000万円から9,000万円の着服して、本人は亡くなったようですけど、そういうことについても、やっぱり弁済については、そういう手続を踏んでしとるようであります。住民の声は、いつまでもほっとけば、職員も議員も何をしているかということになりますので、やっぱりもう少し責任ある説明を住民にさせていただきたいと思うし、部長に再度お願いしておきますけど、やはりわかりやすい答弁、また、わかりやすい資料、例えば先ほどの着服のにしても、説明する人がでけんのやから、我々聞く人はなおでкинと思しますので、わかりやすい書類、再度、お願いしておきますけど、850万円は正しいのかどうか、また報告をいただきたい。具体的な資料をもってお願いしたいと思います。

二度とこのようなことが起こらないようお願いし、早急に弁済できるような手だてをしていただきたいと思いますので、議会も一端の責任はあると思いますので、よろしくお願いします。

これで一般質問は終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、14番、大西豊君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

13番、三好勝利君、1番目の質問を許可します。

○三好勝利議員 それでは、順番が来ましたので、お願いします。本来なら、午前中にとっくに終わっとる私の順番ですけど、諸般の事情で大分おくれました。町長も昼休憩で少し落ちついたかと思いますので、私はそんなに、いつも言うように、自分の能力は能力ですから、質問とする内容も私の能力に応じたような質問ですから、ただし、質問は簡単ですけど、答弁は掘り下げて、十分にどなたでもわかるように答弁を、時間はまだ十分ありますので、よろしくお願いします。

それでは、1点目に入ります。働き方の改革について、本町の取り組みをどのように考えておられるか。

きのうも、お一人、働き方改革について質問がありましたけど、内容はちょっと違いますので、1点目といたしまして、職員の定年延長についてでございます。2点目として、育児休暇の延長について。3、非雇用ですか、非正規ですか、非常に呼び名が、前から言っておりますけど、半分は職員の方に失礼に当たるかなというような呼び名といいますか、そういう名称になっておりますので、その点についてお尋ねします。正規職員でなしに非正規職員ですね。非正規とか非雇用とか、何か職員に対して、呼び名としては何か一般的に失礼でないかなと思うような呼び名になっております。

1点目の職員の定年延長についてですけど、前々から言っておられますけど、やっと最近になって65歳まで延長、また、会社によっては70歳、75歳、年金支給も70歳から75歳に引き上げようかというような時代になっております。本町として、職員の定年延長については、今すぐはできないけど、将来的にやれるとか、今、世の中の御時世を見ながら考えていくと言われますか、そこを町長の所見をお伺いします。質問は簡単やけど、答弁は済みませんけど、掘り下げて、ゆっくりとお願いしておきます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの働き方改革について、本町の取り組みについてはどのように考えておられるかの御質問にお答えいたします。

まず、1番目の職員の定年延長についてでございます。

職員の定年延長につきましては、現在会期中であります国会において審議されております。国家公務員法の改正案の中に定年延長についての記述があり、地方公務員法も同時に改正される予定でございます。

概要といたしましては、定年年齢を令和4年度より2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和12年度に65歳とする案であります。なお、60歳到達年度において、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度といった監督職を退くといった制度や短時間勤務制度も設けられる予定でございます。以上が現在審議されております法案の概要でございます。

当町といたしましては、昨今の再任用職員等の経験実績を通じた勤務、職員体制を鑑み、まんのう町定員適正化計画を踏まえて、定年延長制度も見据えながら有能な人材の活用を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 私としては十分わかったような、わからんような、お聞きの方は十分わかったかもわかりませんが、例えばやはり聞いてみますと、60歳で定年退職して、65歳まで幾ばくかのあれがないと。その間は何とかして生活をせないかんということも聞いております。それと、やはり長年培った優秀な人材の知恵袋を、そのままさっと引くか、それとも、今、言ったように再任用でいくか、それとも権限を残しながらやっていただくというのが私の主眼です。ですから、町長が、今、言ったように、徐々に改定していくという点はわかります。一足飛びに、大きな組織ですから、会社のように、また社長が個人で、この4月からあんとあんと3人は定年延長で来られる間、来たらいいですがと言えんのはわかっております。ですから、そういう点で、今、町長が言われたように、徐々にそういうふうに改定していくということをしていただきましたので、それで結構です。

次、これ、続いとるんやけど、議長、どないしようか。一遍、座って、また手を挙げ直そうか。3項目あるんです。

○田岡秀俊議長 1番目の質問ですので、続けて。

○三好勝利議員 続いて、2番目として、育児休暇の延長についてでございます。

今までも産前産後の休暇があるのはわかっております。もとはお母さん方だけだけど、今は男性も育児休暇を数年前からとれるようになっておりますし、国のほうでは、ややもすれば、時の大臣が休んで子供さんを見ようかというようなことが通る時代です。ましてや、我々の職員においては、女性の方だったら産前産後の休暇が今はありますけど、十分ではありません。最近のを見て、急にぱっと指令が出たように、全国幼稚園から小学校云々で休暇に入った場合に、段取りができてないから、いかに子育てが難しいかというのは十分全国的にわかったと思います。

そういう中で、よそが云々、国が云々、県が云々、それはもういいじゃないですか。まんのう町はまんのう町の特徴として、私がいつも言うように、町長は最高権者ですので、まんのう町においては、産前産後の休暇は特別枠として、子供さんがせめて小学校に上がるまでは休暇を与える。そのときの給与保障は十分可能な限り出していただくというのが私の主眼です。

今回、子育てがいかに難しいかというのがテレビを通じてよくわかったと思います。その点について、そのようなことは町単位ではできんが、国と県に任せというか、町単位でやってみるか。もともと土日祭日の休みも役所から始まって、銀行から始まって、小学校に始まって、月に2回の土曜日を休んだんが、毎週土日休みになった時代ですから、やろうと思えば、時代の流れでやれます。そこのところ、町長さん、どういうふうにお考えですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの育児休業の延長につきましての質問にお答えいたします。

育児休業の延長につきましては、国の育児・介護休業法により、原則として育休を取得

できるのは1年間ですが、平成29年10月1日から最長2年まで期間を延長できることになりました。

具体的には、初回の延長は原則可能ですが、2回目以降の延長につきましては、ある程度の条件がございます。その一つ目には、配偶者の負傷または疾病による入院であること、二つ目には、配偶者と別居したこと、三つ目には、その他として育休請求時に予測することができなかった事実が発生したことの理由があります。特に三つ目の要件といましては、入園、入所すべき施設に入れなかったという待機児童であることが上げられます。

次に、財政的支援につきましては、国において育児休業をする方への育児休業給付など経済的支援が行われており、育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を支援、促進するための制度改正や法改正を段階的に行っておるところでございます。

当町といたしましても、国の動向に伴い職員の勤務条件等を随時検討し、見直してまいりつものでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 私が町長さんに質問したのと、少し最後のほうは内容が違う。国と県のを検討してじゃなくして、本町独自の発案でやれないかということです。

今回なんかも、云々いいながら、休んだ場合は、会社員の場合は何ぼの保障しましょうと、こっちの場合は何ぼの保障をしましょうと、そういうのをやろうと思えばできるわけですから、まず町から率先して、子供さんが小学校に上がるとか、幼稚園に行くとか、そういうぐらいまでは休暇を遠慮なくとっていただいて、その間の保障はすると。何年かたって、子供さんが大きくなって、バックオンして職場へ戻ったときは、その同期生と同じレベルで取り扱う。

ややもすれば、産休で休んで、何年かして帰ったら、片方は係長ぐらいになって、片方はまだそのときのままの主任か主査ぐらいでというのは、今、そうでしょ。いや、まだ私が言いよる途中やけど、そんなに難しい問題でない。やるかやらんかの問題で、法律的には違反にはならないと思います。

ですから、もともとと言ったように、土日祭日と休むのも、初めは隔週土曜日で、それから土日は休んで、全部休みになったでしょ、会社も全部。そうですから、本町として、即やるか、やらないか、そこのところを、再度。財政的なものもあらうと思いますけど。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

今すぐやれるかどうかということは、今すぐやるのは非常に難しいと思いますし、土日が休みになっていったのも、全国的な流れの中で、多分、統一してなったものと思いますので、そのことに関して、まんのう町だけが突出してやるということは、今のところ、非常に難しいと考えております。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 わかります。難しいから、この本会議を利用してお願いしとるわけですので、いつも言うように、最高権者は町長さんですから、今回だって総理大臣最高権者で、教育委員会、厚生労働省、文部科学省あるけど、ばんと一発やって、こういう状態になつとるでしょ。だから、やろうと思えばやれるし、やらんと思えばいつまでもやれんし、その点で非常に町長さんとしても、今、ほかのことで頭がいっぱいでいろいろあります、心配が。それはトップの宿命です。いろんな夜も寝られんような心配があると思いますけど、私の言うのは、そういうふうな掘り下げての心配でなくして、とりあえずやってみるか。そしたら、結局、育児休暇の場合に、2人の子供さんと、それだけ休暇をいただいて保障していただくんやったら、3人目の子供さん云々というのはあるかもわからんし、一部では、子供さんを産んで育ててほしいいうたら、女性は子供を産む機械かというような言い方をする方もあるわけですから、男性に子供を産んでくれいうても、絶対にきんのですから、これは女性にお願いして、そのフォローアップを十分に、子育てに充てていただくというんですから、さっき町長が言われてから、それはそこまでの考えですけど、将来的には一応検討してみてください。お願いします。

今、重要なことで町長さんも頭がいっぱいですので、こういうところで十分また知恵が回らんかしらんけど、ぜひともお願いしておきます。いいですか。

それでは、3項目の非雇用職員、臨時職員とかいって呼び名がありますが、正式の名称を教えてくださいたいのと、もし改正ができるんなら、もっとすばらしいネーミングで、職員の方ですから、非正規とか、あの人は臨時だとかという、本当に失礼なような呼び方をせずに、もっとニュアンスのある、どなたから見てもすばらしい呼び名だなということを考えていただきたいと思いますけど、これについて、町長さん、一言。非常に簡単なことですから。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再々質問の非正規雇用職員についてお答えいたしたいと思います。

地方公務員法の改正により、現在の臨時職員制度が変わります。以下4点が変わるところであります。まず1番目、名称でございますが、臨時職員から会計年度任用職員へと名称が変わります。2番目は、半年ごとの契約から一会計年度内での任用ということでございまして、1年間への雇用期間が変わります。一定の条件を満たす者に通勤費や期末手当が支給されることになります。4番目として、正規職員同様、服務規程が適用され、懲戒処分の対象、人事評価の対象となります。

このことに伴いまして、当町におきましては、まず1番につきましては、現行の臨時職員は短期のアルバイトも含め全員会計年度任用職員になります。会計年度任用職員は、その中でもフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に分かれ、フルタイム会計年度任用職員とは、正規職員と同様、週38.75時間の勤務を要する者で、共済の適用や退職金の積み立てなど、より正規職員に近い運用となります。

また、パートタイム会計年度任用職員は、正規職員よりも短い勤務時間、週 38.75 時間未満の勤務を要する者で、条件を満たすことにより社会保険などの適用があります。正職より勤務時間の短い臨時職員や短期のアルバイトは、このパートタイム会計年度任用職員になります。

また、2 番目につきましては、これまで半年ごとに行っていた雇用契約が一会計年度内での任用になります。

3 につきましては、これまでも通勤費や期末手当は一定の条件を満たす者に支給していましたが、通勤費については支給対象者を拡大するとともに、勤務日数等により日割計算にて支給を行うなど、適切な支給を行うものでございます。

また、期末手当につきましても、町の財政、近隣市町の動向も把握しながら、今後も適切な支給に努めていくものでございます。

最後に、今回の制度移行により、臨時職員にも正規職員同様の服務規程などが課せられることが明確化されました。

今後は、国の働き方改革に即して働きやすい環境づくりに心がけますので、御理解を賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 わかりました。確かに町長としては頭がいっぱいで、いろいろ心配事ばかりあって、職員のことも十分考えておられますけど、教育長さんにお尋ねしてもいいですか。幼稚園、保育所に関して、それから給食に関して、一番パーセンテージで言うと、非正規といいますか、臨時職員が多いはずです。その点について、教育長として、これは当然で、うちがやっとするのが当然で、ほかが間違っとするのやというか、うちがやっとするのが当然であるというか、その点をちょっと回答を願います。ベテランの教育長ですから。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 どこまで御回答できるか不安ですけども、三好議員さんの真意に応えられるように御説明申し上げたと思います。

こども園の勤務そのものについては、今、町長さんがお話しになられた枠の中で管理運営がなされているわけでございます。小中学校の教員については、県費教職員として別な規則がございまして、それで指導監督をしているわけでございます。

それで、こども園につきましては、急なお尋ねですので、詳しいデータは持ち合わせていませんけども、大体 4 割が正規の職員、6 割が非正規というものでございます。非正規の中には常勤の講師も、講師というのは、全く教諭と同じような勤務体制で講師という職分の方もおられますし、ある時間帯だけおいでいただいて勤務をいただくという方もおります。非常に勤務体制については多様な状況でございます。それで、どれぐらいな割合にいるかというのは、正規が 4 割で非正規が 6 割ということでございます。

これは本当は全員が正規であれば、学校、園の運営というのは非常に効率的でよくでき

るわけでございますけれども、これは全国的な傾向、あるいは香川県におきましても、大体3割が正規で7割が非常勤、まだそれよりも2：8とかいうようなところもございます。そういう点で、まんのうは、今、4割：6割となっております、どちらかといえば、非常に恵まれているという状況でございます。

財政当局に、私たち教育委員会としては、さらに正規率を上げていただきたいということで、毎年、お願いをしておりますけれども、毎年、少しずつ採用をふやしていただきまして、もう少し改善されるような方向ということで、今、進んでおりますので、大変いい傾向だというふうに教育委員会では思っております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 わかりました。ベテランの教育長さんですから、もう少し掘り下げて、聞いている親御さん、先生方が、やっぱりまんのう町は将来的に云々だと言われるかと思ったら、まあまあ一遍通りのことであって、4割と6割というパーセンテージはわかりました。

ただ、何回も言うけど、現場をじっくり見てみると、あれだけたくさんの子供さんを毎日預つとるわけでしょ、職員が。そのことに対して、もうちょっと町当局、県もやっぱり目をあけていただきたいと。家の中で1人か2人ぐらい子供さんがおるのが、今度みたいに一斉休校になったら、全国挙げて大騒ぎでしょ。それには何ぼの手当つけましょと。それやったら、常から保育所とか幼稚園の臨時職員に手当を多少でもつけていただきたいというんです。

ただ、私がこの質問を出してから、あの制度が生まれましたから、職員の定年延長はあれですけど、育児休業の延長と非正規雇用、臨時職員の云々というのは、この質問状を出した後ですから、中央で叫ばれたのも。その点について、教育長さん、あれだけの子供さんを預かって、本当に大変ですよ。何回も現場を見せていただきましたけど、あの小さいところに何十人という子供さんがおいでるわけでしょ。それを、朝、お預かりして、昼あれて、御飯食べさせて、自分も食べながら休憩して、昼寝させて、夕方、居残り保育やったら、5時半か6時ごろに迎えに来てます。そういう現状をやつとるから、片方では子供をふやさないかん、子育てをせないかんいいながら、全然改善ができてないから、質問したわけです。それに対して教育長さん、もう一度、本町として独特なとり方をやるか、やらないか。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

まんのう町のこども園におきましては、例えばゼロ歳の子供から5歳までお預かりしております。0歳の子供でしたら、3人に1人の職員が必要なわけでございます。これは国の基準がございまして、それに応じた職員の配当がなされておまして、まんのう町におきましては、全くその基準に合った中身で動いておりますので、職員がその基準をオーバーした数でお預かりをしているという体制は全くないわけでございます。

それから、やはり先生方の負担というのが大きくなりますと、私も個人的に思っているのは、先生方がゆったりと子供たちと向かい合って、時間もなるべく定時に帰れるように、そして、休みの日にはゆっくりと家で家族と一緒に暮らせるように、そういうふうな体制が準備されることによって、登園をした先生方がさらに子供と豊かな触れ合いができる、そういうことが理想だというふうにはいつも思っておりますので、園長先生方にも、先生方にはそういう環境を用意するように、機会あるごとをお願いをいたしておるところでございます。

それから、三好議員さんの方から手当の問題が一部出ましたけれども、これはやっぱり超過勤務は極力少なくするということが重要でございますけれども、どうしても超過勤務ということも起こり得るわけでございます。そういう場合につきましては、適正に超過勤務手当を支給するということを決めて、今、実施をいたしておるところでございます。

そういったことを一つ一つ前向きに詰めていきたい。そうすることによって、まんのうのこども園がさらに充実したものになるというふうには確信をいたしております。御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 県内一番の、私は教育長と思ってます。その教育長の答弁で、最高の今の取り扱いだいただきました。それ以上はできないかもわからないし、できるかもわかりません。

今、回答いただきましたけど、本当に現場を十分見ていただいております。一人の子は、トイレなんかに座ってあれしとる場合は、下半身も全部脱いではっきり言ってトイレへ入っております。我々が行くと、こんにちとはと、ちゃんと恥ずかしがらんと挨拶してくれます。それを見て、今度は先生が、次、また後のしまいをしに行ってますけど、本当に大変中の大変だなと思っております。

そこで、教育長もベテランで、あと何年務めていただくかわかりませんが、もし年齢的に何年か先に辞退をされることがあるようになったら、最高の水準をこしらえて退職してください。やっぱり県下一のベテラン教育長だなと。すばらしい組織を残して退職してくれたなというように、私は大きな期待をしておるし、幼稚園の先生も十分そのことを期待しとると思いますので、最後、決意を教育長さん、お願いします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 三好議員さんのほうから温かいお言葉かけをいただきまして、心より痛み入っております。どこまで私の力でできるかはわかりませんが、この任に在る間は最善を尽くしてまんのう町の子供のために頑張っていきたい、そういう決意を持っております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 さすが教育長のかたい決意を述べていただきました。きのうからきょうにかけて、町に対してある方からすばらしい御厚志をいただいて、それが結局そうい

う子育て支援とか云々に役立つとなれば、また次々、次の次の次の第三手のそういう御厚意のある方がおいでるかもしれませんので、やはりそれを大々的に、眠らせておくんでなくして、そういう資金を使って改革をしていただきたいと思います。

ですから、教育長から力強い声明をいただきましたし、町長もにこにこ笑って、よっしゃ、俺に任せと頷いておられますから、これでこの点は一応1問目の質問は終わります。お願いしますよ。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 それでは、2番目に入ります。もう時間も少ないので、本当なら午前中10時半ごろにはもうとっくに終わっとるんですから、三、四時間ずれましたから、2番目といたしまして、これで3回目か4回目になると思うんですけど、過去、町発行の商品券、プレミアム商品券ですね、毎年7月ごろですか、発行して、1年間の有効期間ということになっております。職員のほうも頷いて、担当職員で大分かわった人がこの中でおられますから、よく皆さん御存じだと思います。

私が前にも提案しましたが、大手業者と小さい零細企業といったら失礼ですけど、小売業者とのプレミアムについての区別はできないものか、できるものか、担当課長でもいいです、町長でもいいです。それでなぜつけないかんのやというたら、私が説明しますから、それぐらいは行政を預かるトップとしては十分理解していただいていると思いますので、その点について、町長さん、一つ。大手と小売店の商品券の区別をできるもんか、できないものか、そんなことをする必要ないと言われるか、やってみようかと言われるか、その点を。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの、町発行の商品券についての御質問にお答えいたします。

御質問にあります町の商品券発行事業は、御存じのように、町が商工会と連携し、中小商工業の振興と町内の消費拡大を促すことを目的として毎年実施しているもので、プレミアムつき商品券の販売は1億2,000万円程度、プレミアム分として1割に当たる1,200万円ほどを町が負担いたしております。また、商品券取り扱いに係る事務費や印刷代等も、毎年、数百万円ほどが必要となっております。

さて、御質問では、町内にある大手小売店舗と中小小売店舗とで使用できる商品券を分けて、中小小売店舗用の商品券にはプレミアム部分を2割乗せてはどうかとのことでございますが、御質問の意図はよく理解できますが、町が発行している商品券を引きかえできる事業者は、規定に従い、町内にある小売業、飲食業、サービス業を営む指定店として登録されたものと定義されておりますことから、特定の指定事業者または特定業種の事業者を限定して制限を加えることは、地方自治体が発行する商品券の性格上から見ると難しく、また、利用する側、取り扱う小売店側、両方に混乱が生じるおそれがあることから、慎重

に考える必要があると思っております。

ちなみに、昨年度、一昨年度を見てみますと、どちらも商品券の総換金額のうち、町内の大型店舗数社が占める割合は全体のおおむね３５％程度となっており、現時点では極端にバランスを欠いた事業にはなっていないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、本町の商工業者の大部分は小規模の事業者でありますので、町のにぎわいと地域経済の発展に非常に重要な役割を担っていただいておりますので、町の中小企業等振興条例に基づき、商工会と連携しながら中小企業等の振興施策を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 わかりました。ただ、この商品券を発行するんやとはっきり言っていたけど、数百万では２００万も９００万も１千万以内やったら幅があるわけですけど、その辺が知りたいのと、やはり私が思ったより、意外と大型店舗と小規模店との差が私は逆に考えておりましたし、一般世間でも逆に考えております。ただ、混乱するんでなくして、大型店舗の場合は１万１，０００円の商品券、小型店舗は１万２，０００円の商品券、２，０００円のプラスアルファがあるわけですから、もしそれができたら、小売店のほうへまだより以上にお客さんが流れるんでないかなと思って質問したわけです。

御承知のとおり、まんのう町商工会は全国表彰も、この前、受けておりました。町の広報にも載ってましたし、それからまた商工会のあれにも載っておりました。

それと、去年の暮れで見てみますと、小規模応援隊云々で町長賞が１万円が１０本、それとほか議長賞まで出とった。商工会長賞、何とか賞で、相当な金額の商品券ができとって、相当小売店の方に聞いてみると、にぎわったそうですので、そういう点も踏まえて、非常に難しいと思いますけど、将来的に高齢者がまだまだどんどんふえて、買い物難民ができます。地域の小売店が継続してやっていただかなければなりませんので、もう一度、十分考えて、大規模店は１万１，０００円、私の言う小規模店は１万２，０００円、色分けぐらいすれば、子供が買い物に行くわけでないので、この商品券はこのまんのう町内だけしか使えない独特の行事でありますので、再度、町長、そのことはもう考えないし、ひょっとしたら、地域のものと商工会とかいろんなものと、商業団体と相談して考えてみるかという点を、済みません、ひとつ、町長、お願いしておきます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、町の中小企業振興条例に基づきまして、商工会と連携しながら中小企業等の振興策をいろいろ考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 いろいろと考えていくというんですから、いろいろと考えていただ

きます。忘れないでお願いしておきます。

それで、1億数千万円の商品券を出しても、何%かは、これは全国的な統計ですけど、前売り券というのは残るそうです。その分の金が、期日が過ぎれば、商品券の、私が何回も言ったけど、半分も1割も絶対に返還してくれません。その残った分があるけど、担当のほうも絶対にそれは説明でけんと。隠して隠して隠し通します。それは結構です。それがあるんだから、その分を活用して、できたら小売店舗のほうへ1軒1軒配るんでなくして、全般としてこの商品券は小売店しか使えんけど、ただし1割の分が2割あるんですよというのであれば、人間やっぱり欲望の塊ですので、多少なりともプラスアルファでふえるんでないかと思いますから、考えてみるんじゃなくして、十分考えるんだったら時間がかかりますから、次の商品券を発行するのは7月ごろですか、多分。残っておるんがあると思いますから、残った分と加味して、1億数千万円で五分五分にするか四分六にするかはわかりませんが、ぜひともやってみてください。それで変わらんかったら、もうそれ以上は言いません。ぜひとも、町長さん、お願いしておきます。返事を。考えてみるじゃなくて、やってみてください、ぜひとも。できんことないですから、やろうと思えばやれるし、金額は同じですから。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

この事業につきましては、商工会とも連携して行っておりますので、商工会とも十分相談して考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 町長さん、商工会と十分協議すると、それはそうです。商工会がほとんど担ってやっとなるわけですから、ただし、聞いてみますと、町外の方も相当買いに来っております。1軒の家の方が、10軒ぐらいの隣近所に全部名前借りて、私聞きました。それはそういうようなシステムにしとるわけです。町内だけのパイが幾ら動いてもそれは変わらんけど、町外からどんどん入ってくる、外貨が入ってくると、まんのう町はそれだけ潤うわけですから、それはすばらしいことだと思いますけど、いま一度、町長が言われたように、小売店の立場というの、将来的に高齢者がふえて、買い物難民がふえます。それには、今まで培ってきた小売店舗が必ず再構築する時代が来ると思っておりますので、ぜひともその決意で考えてみてください。さっき、町長はしてみるという返事をいただきましたので、それで結構です。ぜひお願いしておきます。必ずやってください、試験的に。

○田岡秀俊議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 3番目として、これは総務課長の管轄もあるし、教育長の管轄もあります。交通安全標識の点検の見直しについて、一般的な道路、国道の場合やったら国交省、県道の場合やったら県、町道やったら、町道、農道の場合は町の管轄というのは十分知っております。それと、教育長さん、さっきとまた同じになりますけど、通学路の危険

箇所の再点検。去年見たから、ことしはええやろでなくて、事情は刻々と変わっておりますので、その点を町長でも教育長でも総務課長でもどちらでも結構です。びしっとした回答をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員の、交通安全標識の点検見直しについての御質問にお答えいたします。

現在、香川県では交通死亡事故が多発しており、ことしに入ってから、県内では1月15日から1月24日までのわずか10日間の間に5件の交通事故が発生し、6人のとうい命が失われました。

こうした状況を受け、昨年に引き続き、香川県より交通死亡事故多発全県警報が発令されました。

まんのう町におきましては、ことし、死亡事故は発生していませんが、昨年中は交通事故により4人の方が亡くなりました。町内において交通死亡事故が発生しましたら、その都度、道路管理者、警察、県庁職員、町担当者において現地診断を行い、再発防止に向けた協議を行っております。

交通安全標識につきましても、町管轄区域に関しましては、経年劣化したものの修繕、必要箇所への新設を、随時、行っておるところであります。

また、県道、国道、警察管理標識につきましては、修繕、新設について、それぞれ関係各機関に要望を行っております。

また、毎年複数回、町内の危険箇所を選定し、各道路管理者、警察、まんのう町交通安全母の会等と現場点検を行い、関係機関において各種交通事故防止対策について検討しております。

子供や高齢者を交通事故から守るため、ハード面対策のほか、警察や交通安全母の会、交通指導員、関係団体と連携し、交通安全教室や交通安全キャンペーン等、交通事故防止のための啓発活動につきましても、引き続き取り組み、交通事故のない安心・安全なまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 わかりました。この回答も、失礼ですけど、数年前に私が質問書を出したのとはほぼ似通ってます。同じ部分が大部分ありました。いつでも大体時代は同じだと思いますけど、私が申し上げたいのは、教育長さんの通学路の分、お聞きしとらん。ちょっと貴重な時間ですから、お願いします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 三好議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

少し話がそれるかもわかりませんが、子供が起因した、子供が原因で交通事故になったという事案は、まんのう町にここ十数年来、ないわけでございます。これは大変喜んでおります。教育委員会が仲南地区に移転をしまして、私も、毎朝、あのあたりを通勤

するわけでございますけれども、本当にあの周辺の通学路の信号が非常に整備されておると、非常にありがたいというふうに思っております。これは仲南地区に限らず、町内の学校周辺の信号機につきましては、整備が進んでおりまして、皆さん方のおかげだというふうに大変喜んでおります。

それから、皆さん方も多分御存じだと思いますけれども、まんのう中学校の子供が自転車で通学をしておりますけれども、ヘルメットの着用率というのは100%でございます。

それから、運動場の脇に駐車場がございますけれども、自転車をとめておるのを見ていただいたらよくわかると思いますけれども、非常に整然として、いつ見ましても、一切狂いがなく、あそこで置かれているのを目の当たりにするわけでございます。

交通事故をなくすということは、やっぱり地域の方々の御協力もありますし、親御さんが、子供が自転車で出るときに一言かけていただく、そういうこともあろうかと思えます。そういったことがこの地域において非常に定着して、根づいているおかげで、子供に原因をした交通事故は少ないのだというふうに自負をいたしておるわけでございます。

それから、お尋ねの件でございますが、これは新学期も始まりますので、毎年、行っておりますけれども、学校関係者、教育委員会の関係者、それから総務課の交通安全関係者、それと琴平警察署の関係者によります危険箇所につきましては、これ、毎年、見て回らないと変化をいたしておりますので、ことしもそれは実施をしたいというふうに教育委員会の次長とも話を詰めておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 時間がありませんので、まだ教育長が座らんうちに手を挙げて失礼します。

教育長さんの話によって、生徒さんのあれが少ないというのは、交通安全母の会、町当局の指導、また、教育委員会の通学路に対する点検見直しというのが出ております。

合併当初ですけど、町長さんは覚えていると思います。仲南小学校の危ないところへ、朝8時に来ていただいて、父兄と町長見ていただいて陳情して、町長は土木関係詳しいから、山を削って、金もほとんど要らずに、信号つけたん覚えとるでしょ。あれから事故もなく、本当に助かっておりますから、そういうところがありますから、やはり町が積極的に学校教育に本当に取り組んでいただいておりますから、小学校の場合もそう、それから中学校の部活なんかもよくなっておるというのは、教育長、教育関係の方の努力やと思って感謝しております。さすがベテランの教育長さんと担当職員の取り組み方と思っております。今後とも続けてお願いしておきます。

それと、ここで時間が少ないですけど、総務課長さん、例えばストップという標識はとまれと簡単な三角のレベル。あそこへ町特産品のヒマワリのような看板をつくってはどうかと。それから、最近、世界遺産になった、文化遺産になった満濃池で弘法大師がつえを持って立っている、そういうふうな標識、まんのうはやっぱり満濃池があるから標識ある

な。それに佐文へ行けば綾子踊もある。これも来年か再来年、世界文化遺産になります、風流の。そういう点も考えていただいて、それと、これだけ、最近だったら外人はシャットアウトというけど、以前はインバウンドで相当力を入れとったわけですから、やっぱり日本はもちろんあれやけど、世界の共通語である英語、韓国、中国、この辺をやっぱ看板に、要所要所、標識に入れていただいて、山陰のほうでは何十年も前から韓国の標識は全部海岸沿いへついとるわけです、結構近いですから。そういうところも踏まえてつけていただいて、よりよい交通行政、また、町外の方、外国の方にもわかるように、今の点で外国のことを云々言いよったら叱られますけど、将来、またそういう時期が来ると思いますので、ぜひとも、これは町長じゃなくて総務課長分で十分いけますので、総務課長、それについてどうですか。すぐでなくして、取り組んでいただいて。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 三好議員さんの質問に答えたいと思います。

まず、交通標識につきましては、恐らく規制がありまして、規格どおりにしなければいけないと思います。町内のあらゆるところの啓発というか看板ですね、そういった分では対応できるかなと思いますが、いずれにしても、ちょっと正式な標識には難しいのではないかなと思いますので、別の方法でできれば考えたいと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 総務課長が言われたのは、それは十分わかります。でも、テレビなんかで時々見ると、御当地ソングのようなマークの標識も見受けられます。信号なんかやったら、北陸のほうへ行くと、横じゃなくて縦にしてあります。雪が積もって、信号に重みがあるから、そういう点もありますし、看板においても多種多様の看板がありますので、ぜひともこれがやっぱりまんのう町かと言われるような方策を考えていただいて、まだ少し時間があって、残り時間もったいないけど、これで質問していただきますから、町長、総務課長が言ったことに対して最後に締めくくり。できんことないですから、できると言ってください。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

道路標識については、なかなか規制があって難しいかなと思いますが、町内独自の案内板等につきましては、それぞれ町独自の考案でいろいろできるんじゃないかなと思っておりますけど、そういうことで、また進めてまいりたいと思います。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 わかりました。通学路についても、教育長さんからいただいたし、道路標識についても、総務課長からいただきました。最後に町長の締めくくりとして、規定があるんで、なかなか難しいというような案をいただいておりますけど、全国的に調べてみてください。雪国はあんな、海のはたの看板は云々とか、水泳のマークがついたり、

サーフィンのマークがついたりした標識もありますので、ぜひともまんのう町は弘法大師さんと。それと、今、売り出しているヒマワリと、綾子踊と、この点を十分鑑み、考えてください。

それで時間は残っておりますけど、これで終わります。教育長さん、ひとつよろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 以上で、13番、三好勝利君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、小山直樹君、1番目の質問を許可します。

○小山直樹議員 それでは、3番、小山です。よろしくお願いいたします。

第1の質問を始めます。水道水の安全・安心と水道料金についてお尋ねしたいと思います。

昨年の4月から、私たちの町民の水道、香川県単一の広域水道となりました。事業体も広域水道企業団となりました。本町で水道事業を担当する部署がなくなったわけですが、事業体も広域水道企業団の組織体制では、重要な事業予算などについては、まず構成団体の首長さん方が構成される運営協議会で協議され、それを受けて、企業団議会で審議されるようになっております。2020年度、来年度というか、新年度、県内を五つの集約、統合するブロック統合センターというのできるそうではありますが、中讃地域がブロック統括センターの一つでありますけども、各事務所も今までどおり、職員も全員が町の職員の身分のまま派遣をされ、10年間は会計上も市町ごとの区分経理であり、料金もサービスも各市町ばらばらということで、組織上、機構上も移行期間という実態上から、現段階のまんのう町の水道については、町長の意向が十分に反映される状況にあると考えております。知事も首長さんの意見は聞くと、こう述べたと聞いております。

今、中讃地域の統括センター、建設地で、産業廃棄物が見つかり、建設が中止になっているというふうに聞いております。新たな建設地を検討しているとも聞いております。この建設用地は丸亀市から4,000万円で購入して建設工事に着手していたとのことですが、町長にお伺いしたいと思います。

今、私が述べたこと、事実でありましょうか。出てきた産廃処理費用の見込みはどれほどでしょうか。統括センターの建設は、今後、どうなっていくのでしょうか。この費用が今後の私たちの水道料金に反映され、値上がりにつながるのではないかと大変心配をしております。

また、この事業は、今、どこまで民間に委託をされているのか、町長の報告を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員さんの広域水道事業についての御質問にお答えいたします。

香川県広域水道企業団は平成30年4月に発足し、今年度末で2年を迎えており、当町の所管でなくなっておりますことから、小山議員の質問に対して企業団に確認をとりまし

たので、次のとおり代弁させていただきます。

この間、事務的な業務において可能なものは統一してまいりましたが、基本8市8町の事務所においてそれぞれ運営してまいりました。令和2年度からは現在県内16各市町に設置している水道事務所を高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、小豆島町の5地区に統合し、それぞれにブロック統括センターを設置いたします。中讃ブロックの構成団体は丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、多度津町、琴平町、まんのう町の3市4町でございます。ブロック統括センターは各事務所の業務を引き継ぎ、所管するブロック内の水道料金、支払い等に関する業務や、水道管路、施設の工事、修繕、水道施設の運転管理などを行い、市町の区域を越えて事業を集約することで、効率的な水融通や事業運営を行うとともに、お客様サービスの向上に努めることを目的としております。

3月号の町広報誌にも掲載しておりますが、中讃ブロックにおいては統括センター機能を丸亀市役所別館2階に設置し、当面の間は各市町にも支所を設置します。これに伴い、まんのう事務所は中讃ブロック統括センターまんのう支所ということになり、これまで同様、窓口業務を現在の場所で行ってまいります。

なお、中讃ブロック統合センターの建設についてでございますが、建設予定地から産廃が発見されたことは報道等で周知のとおりであります。企業団といたしましては、産廃の処理費用等を勘案すれば、多額の費用が見込まれることから、当該地における建設を中止し、今後はブロック内の首長や企業団議会議員の皆様方の意見も伺いながら、コスト面や危機管理面に留意し、既存の公共施設の有効利用も含め検討を開始したところでございます。

今回の設置場所変更に伴い要する費用の負担方法や当該用地の今後の取り扱いについては、建設中止になった経緯を踏まえた上で、丸亀市及びブロック内での協議を進め、運営協議会や企業団議会の意見を伺いながら進めていくこととなっております。

民間委託に関しましては、令和2年度より水道事業の一部である浄水施設等の運転維持管理業務及び水道メーターの検針業務の委託を実施してまいりますが、企業団として委託後も監視役として大きくかかわっていく官民連携となります。

なお、水道事業の根幹となる経営、運営自体は、県と16市町水道事業者の連合体である香川県広域水道企業団が行うまさしく広域化であり、完全民営化を目指すものではないということを御理解いただけたらと思います。

また、水道料金につきましては、令和10年度から県内統一を行う予定でありますので、それまでは8市8町それぞれの料金形態で運営を行っていきます。

議員御指摘の民間委託に係る費用等も含め、統合に必要な費用につきましては、企業団発足時の料金統一までの財政収支計画にも算入しておりましたので、これらの費用がまんのう町の水道料金に反映され、値上がりにつながることはない財政収支計画となっておりますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 御丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、ここにある10年間は会計上も区分経理で行うということでもありますので、まんのう町議会に会計報告があつてしかなるべきかなとも思うのですが、いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、この企業団議会議員の皆さん方の意見を伺いながらということでございますので、先般も定例会が行われたと聞いておりますので、その場ではまんのう町でも代表の議員さんが出ておりますので、報告があつたのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 ありがとうございます。そもそも県単のこの広域水道にしたのは、将来の民営化を目指すものとして、私ども日本共産党は水道法の改正に国会でも強く反対をしてまいりました。

実は、これは1980年代、随分前の話ですが、今から40年も前に、ヨーロッパにおいて始まった政策であります。ロンドンやパリを筆頭に、そのほとんどで民営化したため水道料金が高騰したり、不衛生な水質となって、大失敗をした民営化政策の二番煎じであります。この道に行くことは、県知事はそういう方向だと思いますけども、彼らと同じように大きな犠牲を払って、再公営化の道に戻らざるを得ない状況になると予想をしております。ヨーロッパでもうけ先をなくした水メジャーが、今、ヨーロッパ以外の、特に日本に向けて活躍の場を求めてきていると聞いております。ヨーロッパのようなことにならないことを望んで、2番目の質問に移りたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 それでは、二つ目の質問に入ります。

子育て応援施策について伺います。

国が保育の無償化に踏み切りました。昨年10月から消費税10%増税との引きかえで始めました。親御さんたちの期待に反して、副食費だけは無償化の対象外にして、毎月4,500円の給食費を徴収することになりました。

しかし、少子化の今、子育て応援のために、県下では丸亀市と三豊市が給食費の完全無償化の英断をいたしました。まんのう町もその道へ向かうべきだと私は考えます。

先日の新聞報道では、琴平町が新年度予算に18歳までの医療費の無償化を計上したと出ておりました。町長は事あるごとに、まんのう町の財政は大変厳しいと、こうおっしゃいますけども、自由に使える財政調整基金、去年の12月の広報であります、30億円、その他の基金も合わせたら73億円ほどお金があります。お金がないのではなくて、町長にやる気がないのではありませんか。子育て応援で他の市町に負けない政策を進めるべきと考えます。給食費の無償化、あるいは現行の補助を大幅に拡大する考えはありませんか。

子育て応援の関連として、奨学金についても問いたいと思います。

現在、まんのう町の奨学金制度、無利子で卒業１年後から１５年以内の返還とされ、高校課程で月額１万５，０００円、短大、大学課程で月額５万円の奨学金がありますが、卒業後にまんのう町に在住すれば、返還を一部、あるいは全額免除するような新たな制度をつくる考えはございませんか。町長の見解を伺います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員さんの２番目の質問、子育て応援の施策を問う質問にお答えいたします。

まず、最初の給食費の補助についての御質問にお答えいたします。

昨年１０月に幼児教育の無償化が実施された折に、丸亀市及び三豊市があわせて３歳から５歳児の給食費も無償といたしました。本町におきましても、数年前より給食費の無償化に関しましては事あるたびに話題となっております。

さて、本町の給食費につきましては、こども園は一食２３０円、小学校は一食２５０円、中学校は２９０円と定められております。給食費の補助拡大との御質問でございますが、給食費の無償化といたしますと、現在、児童生徒の保護者に負担していただいております給食費の額は、こども園の１号認定児で年間約２５０万円、２号認定児で約１，２５０万円、合計約１，５００万円でございます。小学生は年間約４，７００万円、中学生は年間約２，５００万円でございます。まんのう町におきましては、子育て支援政策につきましては、放課後児童クラブの整備など、一定の成果を上げておると考えております。

給食費の無償化につきましては、こども園の園児を対象としましても、年間１，５００万円もの財源が必要である上、家庭で子育てを行っている世帯におかれましては、恩恵を受けない状況になるという一面がございます。さらに、中学生までの給食費を無償にすると、年間９，０００万円近くの財源が必要となってまいります。子育て支援政策として何が有効であるのかを十分に見きわめながら、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして、奨学金の現状についてでございます。

まんのう町の奨学金制度の現状についての御質問にお答えいたします。

本町におきましては、まんのう町の将来を担うすぐれた学生または生徒であって、経済的な理由により高等学校や短期大学、大学などへの進学が困難な方に対しまして進学の手続きを支援し、その志を遂げさせるために、まんのう町奨学金貸与条例に基づきまして、学ぶための資金を貸与いたしております。

貸与する金額は、高等学校の生徒に対しましては月額１万５，０００円、大学生に対しましては月額５万円を、それぞれ３年間及び４年間貸与いたします。したがって、高校生であれば卒業するまでに５４万円、大学生であれば卒業するまでに２４０万円を借りることができ、最大で２９４万円を借りることが可能な制度となっております。

また、奨学金の返還につきましては、卒業の年の１年後から１５年以内での返還が定め

られており、最大限であります２９４万円を借り、最長支払い期間の１５年での返還を選択した場合、年間１９万６，０００円、毎月１万６，４００円程度の支払いとなりますので、負担感が少ない返済が可能となっております。

現在、大学生の５名が本町の奨学金制度を利用して勉学に励んでおり、また、昨年度までに奨学金を利用して返還をしている方は１８名となっております。

なお、本町の奨学金制度を利用した奨学生は、全ての方が滞りなく奨学金の返還をしておりますことを御報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 ありがとうございました。

それでは、関連して新型コロナウイルスの感染症について少しお聞きしたいと思います。

香川県のＰＣＲ検査、１施設一日当たり２４検体を３回やるそうではありますが、つまり一日当たり７２検体を検査できるというふうに聞いております。先月２７日までの検査数は１９件というふうにも聞いております。検査を受けるため、医師の指示がある場合、優先的に受け付けるとも県からは確認をいただいておりますけれども、同僚議員が質問しておりますので、私は今の国の無責任な対応に一言文句を言っておきたいと思います。

今、学校現場、大変混乱をしております。全面休校を決めた自治体がある一方で、仕事を休めない保護者を考慮して、休校するものの、児童の登校を可能とし、給食を用意する自治体も出ております。

島根県では感染者が確認されていないことなどを踏まえて、当面休校にせず、通常どおり授業を行うというふうにしております。出雲市の教育部長は、休校になっても、子供の受け皿が整っていない。学校現場が混乱し、余計な不安を招くと、授業継続の理由を説明しております。

２月２５日に発表された政府の基本方針では、学校での感染対応は都道府県レベルで判断する、こうされておりました。２７日になって、安倍首相が一転して全国一律の臨時休校を要請しました。教育現場が大混乱し、批判を受けると、翌２８日にはさらに一転して柔軟な対応を求めと述べるなど、政府方針が二転三転しております。安倍首相は一律対応の科学的根拠について聞かれても、政治の判断だとしか答えず、根拠を示すことはできませんでした。

安倍首相は２８日の国会答弁で、要請にすぎず、法的拘束力はないとか、各学校、地域で柔軟に御判断をいただきたい、こう述べて、責任を自治体に転嫁をいたしました。萩生田文科大臣は同じ日の記者会見で、学校設置者はあくまでも地方自治体だとして、期間や運用方法は柔軟対応をしていきたいと説明し、文科省の担当者も、休校は学校の判断だと述べ、責任を自治体や学校に押しつける姿勢を示しました。

安倍首相が新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐとして、全国の小中高校、特別支援学校に３月２日から休校を一律要請したのですから、治療体制、検査体制、休業補償などの環境整備、経済への対応など、抜本的な財政措置が必要なのは当然であります。全国一律

の休校の押し付けを撤廃して、現場の判断を国や県が支援する体制を早急につくることが本来のあり方だと私は考えます。責任と負担を地方自治体に押しつけるようなことで終わらないように、町長にあっては、言うべきことは言うべきところに強く言っていただくようお願いをしておきます。

また、教育委員会にもお願いしたいと思います。

家庭に、家族に全ての責任を押しつけて終わることがないように、各家庭の実情に合った柔軟な対応をとられるようお願いしたいと思います。

あわせて、高齢者が集中する老人福祉施設、病院、診療所などへの要請、あるいは支援、よろしくお願いいたします。どうなっておりますか。

あと、給食調理員さん、今、仕事ないです。子供の世話のために休職をせざるを得ない教職員の皆さんの保障、国はそういうのを少しずつ小出しにしておりますけども、あと給食材料の納入業者への保障、こういうのも含めて御答弁をいただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員さんの新型コロナウイルスの保険適用を国、県に問うべきということの質問についてお答えいたしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内でも感染者数が増加している状況が続いております。国からは対策の基本方針や国民の皆様へのメッセージなど、感染の拡大防止に向けての取り組みが進められております。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月28日に指定感染症として定める等の政令が公布され、SARSやMERSと同じ2類感染症と同等の措置がとられております。

保健所に設置されております相談センターが、感染疑い例を診察するための帰国者・接触者外来への受診調整を行います。帰国者・接触者外来の医師が新型コロナウイルス検出検査の必要性の判断をするまでの診療は保険診療となります。また、検査の結果、入院が必要となった場合、県知事は患者に入院を勧告し、指定医療機関への強制的な入院措置が行われます。PCR検査や入院中の治療費は、現在、公費負担となっております。PCR検査につきましては、保険適用の対象とするような調整が進められておる段階と思われます。

高齢者福祉施設につきましては、厚生労働省からの社会福祉施設における新型コロナウイルスへの対応についてなどの通知や、高齢者介護施設における感染対策マニュアルに基づいた対応を行っております。

利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、社会福祉施設等の認可権者が市町である場合には、感染のおそれがある利用者にサービス利用を避けるよう要請したり、県とともに地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、認可権者として、社会福祉施設等を通じて家庭等に対しましても同様に情報を提供することとなっております。

診療所における新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、香川県薬務感染対策

課及び医師会からの通知に基づく医療体制をとっておるところであります。

いずれにいたしましても、このコロナウイルス対策につきましては、刻々と変化をしておりますので、今後の国、県の動向等も十分注視して、まんのう町も対策をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、2 番目の質問を終わります。

続いて、3 番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 3 番目の質問は、小規模・家族農業の切り捨てについて問いたいと思います。

政府は農業の規模拡大を、今、推進しておりますが、規模を拡大すればするほど、農業、農村人口は実は減り続けることになります。農村の生産基盤も大変弱まっております。小さな家族経営を含めて多様な農林業が維持されてこそ、農村社会、ひいては社会全体の持続性を高めることを認識すべきであります。

江藤農水大臣は、昨年12月5日の国会答弁で、大規模に対して極めて手厚くて、中小に対する配慮が足りなかったという批判は、甘んじて受けなければならない、こう述べました。

日本の食料自給率は37%まで落ち込んでおります。農業生産の大半を担っているのは、小規模・家族農業であります。国連が2019年からの10年間、家族農業の10年を提唱したのは、農業が変わらない限り、持続可能な世界はあり得ない、こういう決意のあらわれであります。

また、国連食糧農業機関FAOは、世界の飢餓と貧困の撲滅、気候変動への対応など、家族農林漁業への期待を寄せ、各国がその実践に向けて行動計画を立てることを呼びかけ、SDGsを進める、持続可能な開発目標を進める国連の立場を表明しております。

政府はTPP11、日米FTAと市場開放を進め、日本の農業を危機に追い込み、日本の食料安全保障をないがしろにしております。

政府は、今、2030年までの日本の農業関連政策の基本方向を定める食料・農業・農村基本計画の見直し作業を進めております。この新基本計画は、2月末まで意見、要望募集を行い、農林漁業関係者、日本生活協同組合連合会、全国町村会が相次いで提言を發表しております。そこにあるのは持続可能な社会へ移行するために、家族経営の農林漁業が果たして役割の再評価と、新基本計画に家族農林漁業への支援を明記することを求めています。

ところが、安倍首相は、1月21日の今国会の施政方針演説で、新基本計画を改定する年であるにもかかわらず、これに全く触れませんでした。農産物輸出について触れ、おいしくて安全な日本農林水産物の世界への挑戦の力強く後押しいたします。生産基盤の強化とともに販路開拓など、海外への売り込みを支援いたします、こう述べました。輸出促進に向けたさらなる支援を表明するばかりでありました。

中山間地域や中小家族経営を応援するかなのような文言もありましたけれども、来年度予

算は自由化によって国内農業は一層厳しい状況に置かれ、農業生産基盤の弱体化、食料自給率が過去最低になるという事態がもたらされていることを直視もせず、輸出で困難を乗り切ろうとする自由化対応に偏重した予算になっております。

輸出戦略の強化には多額の予算をつける一方、今、最も求められている生産者、消費者が一体となって取り組む食育や安心・安全の国産農産物の地産地消の推進への予算、6億2,600万円から、来年度は5億300万円へと減額しております。みずからが進めてきた自由化によって、国内農業の衰退を招いたことを直視せず、国連の進める方向にも目を向けない安倍政権には、日本の農業の未来を託せる能力がないと私は思っております。

まんのう町の基幹産業である農林業をどうすれば支えていけるのか、小規模・家族農業をどうやって守っていけるのか、町長のお考えを伺って、私の一般質問を終わります。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員さんの3番目の質問にお答えいたします。

現在、農業委員会や香川県農地機構が連携して農地利用の最適化業務に取り組んでおり、認定農業者や中核を担う農家への集積を進めておるところであります。

国際競争力を強化し、成長産業とするという攻めの農業、強い農業を目指す国の展開するさまざまな政策を見ると、町は今後も農業が経営として成り立つように、大規模化や組織化による省力化、米麦と園芸の複合化、さらには農産品の高付加価値化などを推進する必要があると考えております。

さらに、将来の農業を担う足腰の強い法人経営体等を中心とする地域農業のすぐれた担い手の育成を軸に、小規模農家や兼業農家であっても複合経営化を図るとか6次産業化に取り組むなど、収益性の高い新たな農業経営に積極的にチャレンジする農業者への支援と育成に努めてまいりたいと考えております。

しかし、地域の農業を支える農業後継者が慢性的に不足している状態にあり、担い手に集積できていない農地は、その農地の維持や食料供給の面や地域環境の保全の面からも、耕作者たる小規模農家が農業と農村を支える役割を果たしていると認識しております。

小規模な農家で営農の存続が困難な地域に関しましては、集落営農組織の立ち上げを今後とも支援し、有益な補助事業に取り組めるようあつせんし、組織立ち上げが困難な中山間地域におきましては、中山間直接支払交付金制度を有効に活用しながら農地の確保に努めてまいります。

今後とも、耕作されている方々からさまざまな要望を聞き取りまして、農地の集積だけでなく、支援が必要な項目を精査するとともに、魅力ある農業への転換を国や県に対し強く要望していく所存でございます。限られた財源の中で効果的な支援ができるよう、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○小山直樹議員 ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後2時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

9番、白川正樹君、1番目の質問を許可します。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今回の私の質問は2問です。1問目は、明確な治療方法がまだ見つからない新型コロナウイルスについてです。2問目は、綾子踊が属している風流のユネスコ無形文化遺産の登録についてです。

それでは、1問目の新型コロナウイルスについて質問いたします。

きのうも川西議員から、先ほども小山議員からの質問がありました。一般質問を通告したのが2月21日の金曜日でした。そのときの感染者は日本が99人、中国が約7万5,000人、韓国が104人でした。きょうの3月4日の新聞では、日本の99人が999人になっております。今現在、ネットで調べたら1,000人を超えていましたけれども、中国は約7万5,000人が約8万人、韓国に至っては、104人が5,186人と、11日間で驚異的にふえております。ふえたというか、感染した方が検査で見つかった数が多く含まれていると思います。

国の対応は、毎日、国会で行われていますので、私はまんのう町の対応をお聞きしたいと思います。

感染を防ぐ方法と感染した場合の具体的な対策を、学校、高齢者施設、職員、住民、それと各種イベント等で考えているかを質問をいたします。

学校について、感染者が出たらどうするのかと思って、通告をしていましたが、2月27日に突然の臨時休業の要請が政府からありました。教育委員会は決定事項を学校や保護者には知らせていると思います。また、オフトークでも放送しております。一般の町民も関心があると思いますので、確認のため、きのうと重複するところがあると思いますが、質問をいたします。

小中学校は令和2年3月3日火曜日から3月24日までの臨時休業で、その後、春休みですが、今のところ、きのう、調べてみたところ、まんのう図書館は開館しております。この長い休みを利用して、たくさんの本を読んでほしいと思います。教育長さん、周知をお願いいたします。

また、終業式は状況を見て判断するそうですが、どんな状況なら実施か、また中止かを判断するのでしょうか。それと、卒業式は規模を縮小して実施するそうですが、縮小の具体的な内容をお聞かせください。

また、放課後児童クラブですが、臨時休業のときは朝から開いていますか。きのう、児童がふえれば、空き教室も利用したいと答弁していたと思いますが、それでは臨時休業し

たことにならないのではないか、学校と同じように接触することにはならないのでしょうか。それぞれの対応について、教育長、答弁をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 白川正樹議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員さんのお尋ねの中にもありましたように、2月21日の時点で御質問をいただいたように思いますが、それに基づきまして、教育委員会でも答弁の案を考えておりました。しかし、2月27日の夕刻でございました。総理より、全国の小中学校、高等学校、特別支援学校への学校休業の要請がございました。その後、教育委員会といたしましては、急遽、対策を練ったわけでございます。

今、ここに一連の答弁を予定しておりますので、それをまず申し上げたいというふうに思っております。内容につきましては、昨日、川西議員さんからお尋ねのあった中身と重複いたしますが、お許しいただきたい、そういうふうに思っております。

教育委員会におきましては、最大限の関心を持って対策、対応を考え、学校現場を指導してきたところでございます。教育委員会の基本姿勢について御説明を申し上げ、まず、御理解をいただきたいと存じます。

校内におきまして、児童生徒が新型コロナウイルスに感染しないための予防対策を徹底することが重要でございます。さまざまな取り組みをして予防に努めてきたところでございます。正確な手洗い、うがいの励行、せきエチケットの指導、マスクの装着、アルコールによります手の消毒、教室の換気等の指導の徹底を図ってきたところでございます。

また、子供の健康管理の仕組みは学校におきましては整備されております。日常的に機能する体制が整えられておるところであり、それを担っております専門家であります養護教諭が在籍をしておるわけでございます。健康指導全般にわたってとり行っており、毎日、朝の学活の時間までに全員の子供の健康観察を学級担任と行い、その日の課題を整理して管理職に報告するという作業を行っております。その結果、重大な問題が発生した場合には、緊急に教育委員会に報告をいただくような仕組みが整っておるところでございます。

学校と家庭との連携を密にまたっております。家庭へのお願いを学校だよりや保健室だより等を使いまして広報活動を行っているところでございます。家庭での健康管理につきましても、日常的に連絡を密にして指導をお願いしているところでございます。

以上のことを基本にして、平常時の指導を徹底しているわけではありますが、今回のような緊急度の高い事案が発生した場合には、文部科学省からの指導も頻繁に県教委を通じて入るわけでありまして、その指導に基づいて、地域の実態も加味して教育委員会でも検討を加え、各学校と協議をして、遺漏のない対応に心がけておるところでございます。

川西議員にも御説明申し上げましたが、次のような点に特に配慮した取り組みを学校現場にお願いしてきたところでございます。

1番、卒業式やその予行練習等における感染症対策を検討すること。2点目は、臨時の学校だよりや保健だよりを緊急に発行して保護者への啓蒙を図ること。3点目は、学校間

の情報交換やホームページ、SNS等で保護者や地域へ積極的な情報発信をすること。4点目は、教職員間で正確、綿密な共通理解、共通実践に心がけること。5点目は、刻々と状況が変化していく中で、情報に敏感になるとともに、計画についても、適宜、修正を加えること。6点目は、教育委員会との連携を密にすること等につきまして、緊急に細案の作成等を協議して万全を期すことをお願いしたわけでございます。

ところで、これまでに申し上げました対応をとっておりましたところ、白川正樹議員さんも御承知のように、2月27日に、安倍総理より、国内における新型コロナウイルスの感染によるリスクにあらかじめ備える観点から、全国の全ての小中学校等について臨時休業とするよう要請がございました。このことを受け、本町におきましても、昨日より3月24日までの間、全ての小中学校を臨時休校といたしました。

また、卒業式につきましても規模を縮小し、卒業生とその保護者のみの参加でとり行うことを考えておりましたが、その際におきましても、十分な感染拡大防止に努めることをお願いを学校当局にしたところでございます。

万が一、感染が広がった場合には、本町教育委員会だけでは対応が難しいわけでございます。文部科学省や県教委の指示も仰ぎながら、対応に努めてまいりたいと思っております。

こういった内容で学校と共通理解をしたわけでございますけれども、2月27日の夕刻に総理から要請がありましたので、その後、2月28日に臨時の教育委員会を開きまして、教育委員さん方と相談をして、内容につきましては、先ほど申し上げましたようなことで共通理解をしたわけでございます。その後、2月28日に臨時の園長、校長会を開催いたしまして、指示をしたわけでございます。

今、そういったことで動いておりますけれども、学校におきましては、学級担任が一人一人の子供の課題等につきましても、綿密な計画を立てまして、子供と連絡をするとか、あるいは家庭訪問を必要に応じてするといった対応に心がけているところでございます。

ただ、中学校におきましては、もうすぐ高校入試がございます。そういったことにつきましても、これは取りやめにするとか、延期をするということは県教委のほうも考えておりませんので、予定どおり実行することになっておりますけれども、その対応については、感染しないようないろんな予防を細かく子供へも指示をしているところでございます。何か緊急のことが起こりましたら、教育委員会のほうに連絡をいただくということで、相談が頻繁にかかっております。一つ一つ詰めていきまして、子供たちの健康、安全の徹底を図りたいということで、夜遅くまで対応いたしておるところでございます。

ほかの点につきましては、次長のほうから具体的な点は御説明を申し上げたい、そのように思います。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 白川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、放課後児童クラブについてですけれども、昨日、川西議員の御質問への答弁の中で、

教室が不足した場合に、学校の教室を利用するとお答え申し上げました。そのことについて、休校にした意味がないということでございますが、私としましては、そう思わざるを得ないんですけども、28日以降の文科省とか県教委の通知の中で、放課後児童クラブの指導員が不足をした場合には、教員の活用とか、それから、場所が不足した場合には、空き教室の利用とかいうことで通知等が来てございます。子供たちの安全を考えると、このような緊急事態のときには、学校の教室というのがやはり一番安全なスペースかなとも思いますので、そちらのほうの活用を考えていきたいとは思っています。

それから、卒業式については、日程については変わりませんが、基本的に卒業生とその保護者の出席でとり行うということで、コンパクトに時間を短縮して、来賓の出席のほうもお断りをいたしているような状況でございます。

それと、終業式についても、基本的には、今、休校というのが24日までということで動いてますので、終業式については実施しない方向と考えております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。終業式は実施しないということですね。それで、卒業式は保護者と卒業生のみということ、今、聞きました。

それで、放課後児童クラブのことですが、放課後児童クラブが今まで多分登録している児童さんのおいでだと思いますけれども、それ以外にまた緊急な場合には、数をふやすような予定になっているんですかね。今までは登録しとる人だけですね、児童クラブは。例えば、今回みたいに急に学校が休みになった場合には、ほかの児童さんが申し込んだ場合には、どのようになるんですか、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

昨日、川西議員さんの答弁の中にもございましたが、現在は受け入れ体制の関係から、登録児童と夏休み等の長期休業中の利用の児童を受け入れるということとしていますが、先ほどの御質問のように、今後、ふえた場合ということでございますけれども、それも今さっきの空き教室の関係もありますけれども、受け入れざるを得ない状況、条件があると思いますが、その条件によって受け入れていこうとは思っています。

ただ、現在のところ、問い合わせ等がありますけれども、実際、受け入れてほしいという要望については、まだ来ていませんので、御報告をいたしておきます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 放課後児童クラブとしては、以前からの受け入れだけで運営していくということなので、それはそれでお願いをしたらと思います。

学校はそれにいたしまして、次、高齢者施設、職員とか住民について感染した場合の対応について、町長にお伺いいたします。

まず、高齢者施設です。きのうも質問があったと思いますけれども、感染しない方法とか、免疫力が多分弱い入居者が感染した場合について質問いたします。具体的にはどのよ

うに考えているのかをお知らせをお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの、高齢者施設における対策にお答えいたしたいと思います。

高齢者施設における対策といたしましては、社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、高齢者介護施設における感染対策マニュアルや、令和2年2月23日付、厚生労働省老健局の社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底などに留意して対応を行っています。例えば、感染対策の原則であります病原体を持ち込まない、持ち出さない、広げないを徹底できるよう対策を講じるようにいたしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ということは、入居者の対策があつて、持ち込まないということは、家族の分もマニュアルがあるということなんですかね、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 白川議員の再質問にお答えいたします。

入所者とか利用者の家族の方については、できるだけ会わないと。施設につきましては、面会についても、先日申し上げましたとおり、極力会わせない。どうしても必要なときには、ホールで会わすというような決定になっております。

それから、社会福祉施設での利用者に感染者が出た場合につきましては、これにつきましては、町の対応といたしましては、二つに分かれるかと思います。その一つにつきましては、その施設、社会福祉施設等の認可権者が町である場合、それ以外である場合によって違ってきます。町である場合につきましては、香川県を通じまして、認可権者でありますまんのう町が、その施設に対しての利用をやめるよう要請したりというような格好をとっていくことになっております。

それから、職員につきましては、当然、職員が感染することもございますが、当該施設の職員につきましては、一般の新型コロナウイルスに罹患した場合というふうなことで、それぞれの方法で入院なりしていくようなことになっております。

本来的には、社会福祉施設等で利用者に罹患が発生した場合につきましては、香川県の指示に基づいて行っていくということになっておりまして、やっぱり県のほうからのいろいろな情報をもって、それで認可権者でありますまんのう町が動いていくということでございます。

その一つには、地域住民等に対し正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、認可権者等（まんのう町）と連携して、社会福祉施設等を通じて家族等に対しても同様に情報を提供すると。情報の提供などがまんのう町の役割になってこようかと思います。福祉保健課、町といたしましては、認可権者でない施設におきましても、例えば町内にいる社会福祉法人が経営しております社会福祉施設につきましても、そこでもし感染者が出

れば、そこはやはり県と連携を密にして、さまざまな方策をとっていくことになってくると思います。その一つの中には、休業を要請したりとか、感染経路の特定、こういったことも県と一緒にやっていくということになっております。

以上が、社会福祉施設等の利用者に新型コロナウイルスが感染した場合の対応ということになってきます。

しかしながら、初めてのことでございますので、時に当たって、いろいろな方法で対応していこうというふうに思っておりますので、るる申し上げることもないかとは思いますが、以上でございます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 初めてのことなのでわからないことがたくさんあるということなんですけれども、さっき何か、僕、ちょっと気がついたんですけど、職員がなった場合とか、中の入居者がなった場合、閉鎖すると言ってませんでしたか。施設にコロナウイルスが出た場合に、閉鎖すると言ってませんでしたか。

○田岡秀俊議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 先ほど申ししたのは、社会福祉施設等の利用者で感染症が発生した場合は、認可権者がその施設の利用をやめていただくことを要請するというふうに申しました。しかしながら、例えば私どもが認可しておる部分につきましては、デイサービス、いわゆる介護保険で言う通所介護サービスとかそんなものでございます。それと認知症のグループホーム、入居につきましては、今言うグループホームがなってこようなかと思えます。そのグループホームの対応につきましては、いまだ具体的なことが出ていないので、ちょっとどうこうするというようなことにつきましては、そこを閉鎖したといたしましても、中の人を家に帰すわけにもちょっとまいらん部分がございますので、そのあたりにつきましては、もう少し待っていただいて、お答えできる時期が来たらお答えしたいと思っておりますので、御理解を賜ればと思います。以上です。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 いろんなケースがあるけど、なってみんことにはわからないということなんですけれども、十分にマニュアルをつくっていただいて、どのようなことになっても対応できるようなことにしてもらいたいと思います。

次、役場です。役場の職員が感染した場合の対応をお願いいたします。

役場の職員がなった場合、多分、休むだろうと思えますけれども、そしたらサービスの低下が考えられますが、どのように対処しますか。多分、課ごとに対応は違うと思えます。具体的なマニュアルというのは考えておるんでしょうか、町長、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ちょっと質問の趣旨とは違うかも知れませんが、まず、職員への対策といたしましては、庁内対策会議におきまして、発熱などの症状が見られるときには、原則出勤を控えることを積極的に行えるような環境を設定すること。出張や会議の参加につ

きましては、必要性を精査し、開催の延期やメールの活用などを取り入れた工夫について検討すること。感染症予防対策の基本事項（手洗い、せきエチケット）の徹底をすること。新型コロナウイルスに関連し、イベントを含めた感染拡大防止についての通知等につきまして、協議の上、指示をいたしておるところでございます。

また、一般住民の皆様方に対しての対策でございますが、町民の皆様には、個人ができる正しい手洗いやせきエチケットなどの感染症対策の徹底に努めていただき、家に帰ったらまず手を洗うなど、家庭内で感染を広げない意識を持って行動をお願いいたしております。

また、風邪のような症状がある場合には学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、37.5度以上の発熱が4日以上続き、強いだるさや息苦しさがある場合には、中讃保健所に設置されております帰国者・接触者相談センターに電話をして相談くださるよう周知いたしております。

最後に、イベント開催に関しましてでございますが、政府から、感染拡大を防ぐために、各界で大規模イベントを一定期間自粛する要請があったことから、3月中に本町が主催するイベント等の開催は原則中止、または延期することとしております。

また、3月は総会時期でもあります。町関係団体に対しましても、慎重な対応を求めていく予定でございます。

しかしながら、やむを得ずイベントが開催される場合には、風邪の症状のある参加者に出席を控えるよう促し、会場に手指消毒液を設置し、参加者にマスクを着用してもらうなど、感染予防のために十分対策を講じるよう、運営者に対応を求めていく予定でございます。

現在のところ、まんのう町にはコロナウイルスが入ってはおりませんが、現在は移動規制や行動規制がかかっていない状況でございますので、感染の経緯がわかっていない感染者も出ており、既に人から人への市中感染が始まっている状況だというふうに考えております。

本町におきましても、感染者がもし出た場合には、県の指導のもと、感染を最小限に封じ込めるため、災害の発生時と同様に、全ての課を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 この後、町民とかイベントが中止とか、質問しようと思ったんですけど、先、答弁していただきましたので、質問することがなくなりましたので、イベントに関しては周知を徹底してもらいたいと思います。

それで、まんのう町に新型コロナウイルスが入っているかどうかを聞いたかったんですけども、先、答えられてしまいましたので、東京や大阪にも仕事関係で出かける人がたくさんいると思いますので、多分、私はまんのう町には既にコロナウイルスは入っていると思います。それで、今までどのような状況になっても大丈夫と思えるような具体的な対

処方法を聞きました。本当は対処方法を使わなくても、このまま静まればいいと考えます。空振りでもいいから、いろんなことを具体的に考えたことが、後々、プラスになると思います。よく言われることですが、考え方としては、空振りではなくて、たくさんマニュアルをつくったことは、それは空振りではなく、素振りだと思っていただきたい。素振りは普通練習ですので、すればするほど、次来る球にはヒットが打てますということで、1 問目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○白川正樹議員 2 問目です。綾子踊が属している風流のユネスコ無形文化遺産の登録についてを質問いたします。

2006 年（平成18 年）に合併してまんのう町になりました。栗田町長が綾子踊の名誉会長に就任してから、ユネスコの無形文化遺産の登録を目指す国内候補になるまでには大変な苦労があったと思います。今までの経緯を私も少しは知っていますが、詳しくは知りません。今までの経緯を教えてほしいと思います。お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員の風流ユネスコ無形文化遺産の登録についての御質問にお答えいたします。

まず、今までの経緯でございます。

まず最初に、風流踊のユネスコ無形文化遺産への提案候補に決定するまでの経緯を御説明いたします。

我が国の文化財は、昭和25 年に制定された文化財保護法に基づき、保存、活用が図られておるところであります。昭和50 年には文化財保護法が改正され、新たに民俗文化財の保護制度ができ、翌年の昭和51 年から重要無形民俗文化財の指定が開始されました。

令和2 年2 月1 日現在の重要無形民俗文化財の指定件数は全国で312 件あり、そのうち、民俗芸能「風流」に分類されるものは37 件となっております。まんのう町内には、民俗芸能「風流」に分類される綾子踊が、昭和51 年に重要無形民俗文化財に指定されております。

次に、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）無形文化遺産につきましては、平成15 年に無形文化遺産保護条約が採択され、日本は世界で3 番目の平成16 年に締結し、現在は178 カ国が締結されています。ユネスコ無形文化遺産登録状況は世界全体では463 件、そのうち日本の登録状況は能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎の3 件が日本で最初の平成21 年に登録され、現在は21 件が登録となっております。

次に、ユネスコ無形文化遺産登録への対応について、平成20 年7 月に基本的な考え方と提案候補の選定方法について文化庁としての対応が決定いたしました。

基本的な考え方は、国の指定・選定している重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術を対象に順次提案し、将来的には国の指定・選定している無形文化財の全て

の登録を目指すことや、提案候補の選定方法については、日本の文化的多様性を示すため、それぞれの種別・区分から選定し、区分ごとに指定時期の早いものから順次選定することとし、指定時期が同じ場合には、地域バランス等を考慮するなどが決定されました。

その後、平成21年5月に、ユネスコ無形文化遺産登録への第2回提案候補として綾子踊を含む13件の提案候補が決定され、平成21年8月にユネスコ事務局に提案書を提出しました。

ユネスコ内の専門委員会で審査される予定であったのですが、提案件数が147件と多くの提案があり、時間の関係で54件の審査となり、日本が提案した13件につきましては2件のみの審査となり、2件の登録となりました。

以後、各年の審査件数は50件の制限となり、登録のない国の審査を優先し、各国の審査は年に1件となりました。

また、日本は登録件数が多いことから、平成28年度からは2年に1回の審査となっております。

また、平成29年2月の文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会でユネスコに提案したものの、未審査の案件、香川県の綾子踊、鹿児島県の諸鈍芝居、沖縄県の多良間の豊年祭、選定保存技術の建造物修理・木工と木造彫刻修理の5件につきましては、グルーピングを行った上で、準備が整ったものから、順次、提案していくとの方針が出されました。

そこで、ユネスコに提案したものの、未審査となっております綾子踊の所在するまんのう町が中心となり、全国組織の結成に向けて取り組みを始めました。平成29年10月に風流グループの全国組織設立及びユネスコ無形文化遺産登録に向けた意向調査を行い、保存団体と所在市町村の全ての団体から風流グループの全国組織設立及びユネスコ無形文化遺産登録を目指すことの同意を得ることができました。

同意を得たことから、平成30年1月23日に、東京都内の東海大学校友会館にて風流の所在する都府県と市町村を会員とする全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会設立準備会を立ち上げ、会長をまんのう町が務めることとなりました。

その後、37件ある風流の民俗芸能を伝承している全国の保存団体に呼びかけし、42団体中33団体の加盟同意を得たことから、平成31年2月1日に全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の設立総会を行い、会長に佐文綾子踊保存会会長の白川正樹さんを選出し、設立の運びとなりました。

また、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会を支援する国会議員の会も同日に開かれ、国会議員36名が出席され、会長に徳島2区の山口俊一衆議院議員を選出し、本連合会への激励と支援していくことを確認いたしました。

続いて、ユネスコ無形文化遺産登録への準備も整ったことから、民俗芸能「風流」のユネスコ無形文化遺産登録への提案を求める要望活動を、令和元年11月13日、文化庁長官室に全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会長と保存団体から5名、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会を支援する国会議員6名、所在都府県、市町村の関係者17名の合

計29名が参加し、要望活動を行いました。

そして、令和2年2月19日に開催されました文化審議会無形文化遺産部会におきまして、37件の民俗芸能で構成する風流踊が本年度のユネスコ無形文化遺産への提案候補として選定されました。

以上でございます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございました。以前に風流踊のことを町長は「ふうりゅうおどり」と言ってましたが、それを「ふりゅう」と直っただけでもすごいなと思います。

まんのう町が中心となってやったということなんですけども、事務局が大変だと思いますので、敬意を申し上げます。

それで、これから登録できるだろう2022年までの計画とか、もしも登録できたならば、その後の方針を保存会と一緒に考えたらと思います。町長のお考えをお聞きします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

2022年までの計画と、登録後の方針について御説明いたしたいと思います。

まず、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の活動につきましては、令和2年度の総会を5月に予定しており、総会に続いて保存団体同志による保存継承における課題について意見交換会を行い、終了後に交流会を行う予定で計画を進めております。

また、連合会のパンフレットを作成し、広く周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、綾子踊につきましては、令和2年度は2年に1回の公開の年であり、町内外に広く周知してまいりたいと考えております。

また、令和2年11月に国民文化祭が宮崎県で開催されるに当たり、本連合会の会員であります「五ヶ瀬の荒踊」の所在する五ヶ瀬町にて「風流ごかせフェスタ」を開催する予定で、綾子踊を含む全国の風流保存団体の8団体が参加し、風流踊を全国に発信、また、交流を通じて課題解決のきっかけにしていまいりたいと考えております。

また、綾子踊の特色や魅力についても、調査研究をしてまいりたいと考えておりますし、ユネスコ無形文化遺産に登録された後には、隣町の綾川町に有する滝宮の念仏踊と、我が町の綾子踊、また、香川県とも連携し、周知活動について協議してまいりたいと思っております。

綾子踊の周知方法についても、佐文綾子踊保存会及び関係者等の御意見をいただきながら、今後、十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、また、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございました。綾子踊はまんのう町の宝の一つだと思います。町民みんなと登録を喜べるようになれば幸いです。思っております。

まだ私に与えられた時間は十分残っていますので、少し感動したことをしゃべらせても

らって、質問を終えたいと思います。

私は、昨年の４月から２年間、自治会の交通安全立哨の４人のメンバーに選ばれております。５日と２０日が立哨の日です。朝、交通量の多い信号機のない横断歩道で児童が登校する月曜から金曜まで、毎日、立哨をしています。この議員さんの中にもしている人がおるとおもいます。

横断歩道に人が立っていると、車両はとまらなければならないようになっていますが、朝は通勤に忙しくて、なかなかとまってくれません。その中で、とまってくれる車は大体決まっています。もう少しとまってくれる車がふえたらいいと思っております。

３月２日が最後の児童の登校日になりました。その朝、６年生から私に贈り物をいただきました。私が思うのには、春休みの前の３月２４日に多分渡す予定だったのを繰り上げてくれたものだと思っております。その贈り物には、ネバーストップスマイリング、どんな場合でも笑顔を忘れないでと書かれておりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、９番、白川正樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

１５番、川原茂行君、１番目の質問を許可します。

○川原茂行議員 きょう、きょう、令和２年の３月一般質問、私が最後になりました。今、町民が何を望んでおるか、何を心配しておるか、何を不安材料にしておるか、基本的に前職員の着服問題、これを執行部、議会がどのような形で円満におさめていくか、これは住民が一番望んでおることだろうと思っております。

そこで、三和会計米田氏の検証報告に基づいて、少し順番を追ってまいりたいと思っております。特に町長、副町長、町長は我々議会と一緒に住民の洗礼を受けて出てまいっております。副町長は町長の推薦によって、議会の承認を得てそこにお座りでございます。そのことを肝に銘じてお聞きください。

公金不正流用金額の正確性の検証といたしまして、一部飛ばします。口座、ＪＡ琴南普通Ａ口座。①当初金額１，５０３万９，８９２円で検証。ＪＡ琴南支店発行の当座性取引履歴照合表、期間、平成２１年４月１日から平成３１年２月２８日より確認した。

②平成３０年５月２日から平成３１年３月２８日までの取引、同上、別紙と上記当座性取引履歴照合表に個々の取引を全て突き合わせ照合した。

③平成３１年３月２９日の残高ゼロ円。検証、ＪＡ琴南支店が平成３１年４月２５日に発行した当座性取引履歴照会で確認した。平成３１年３月２８日の残高はゼロ円と印字されていた。

続いて、ＪＡ琴南普通新規口座、ＪＡ仲南の定期預金から補填１，５０３万３，７６８円。検証、ＪＡバンク店舗番号８３３２５５１、琴南支店、普通預金通帳、琴南地区特定施設に関する基金、名義人、まんのう町会計管理者の通帳が平成３１年３月２７日に作成され、翌３月２８日に１，５０３万３，７６８円が「マンノウカウケイリ」から振り込まれて

いることを当該通帳にて確認した。

続いて、香川銀行満濃普通B口座、①当座金額4,184万2,342円。検証、香川銀行満濃支店の普通預金通帳にて確認した。繰越金額が4,184万2,342円となっており、少なくとも平成31年1月17日の残高であることが確認できた。

②平成31年1月18日から平成31年3月28日までの取引。同上、別紙と上記普通預金通帳の個々の取引を全て突き合わせ照合した。

③平成31年3月29日の残高4,184万2,342円。検証、平成31年3月28日以降、通帳にて取引の記載は印字されていない。平成31年3月28日の通帳残高は4,184万2,342円と印字されていた。

続いて、百十四銀行満濃普通C口座。①当初金額383万2,276円。検証、平成30年4月1日残高は383万2,276円である。平成30年5月9日に100万円の支払いと200万円の入金があった。2取引は一般会計繰入金と積立金であり、正しい取引である。そこで、当初金額はこの2取引を考慮した383万2,276円としていることを確認した。

②平成30年11月22日から平成31年3月28日までの取引。検証、平成30年11月22日、JA琴南普通A口座に250万円を入金されていること。同年12月27日、同口座に100万円入金されていることを当座性取引履歴照会及び通帳にて確認した。平成31年3月28日、JA仲南普通D口座から350万円入金されていることを通帳にて確認した。

③平成31年3月29日の残高383万2,276円。検証、平成31年3月28日の通帳残高は383万2,276円と印字されていた。以後、令和元年5月10日まで取引はなかった。

続いて、JA仲南普通D口座、①当初金額ゼロ円。検証、①平成30年12月19日、新規開設を確認。

②平成31年3月27日と平成31年3月29日までの取引。検証、3月27日、定期元利金3億1,208円入金。3月27日、1,208円を振りかえ出金。3月28日、6,128円入金。3月28日、350万円、1,010万円、1,503万3,768円を振りかえ出金。3月29日、2億7,000万円を振りかえ出金。

③平成31年3月29日、残高137万2,356円。検証、平成31年3月29日の通帳残高は137万2,356円と印字されていた。

続いて、百十四銀行満濃普通E口座、平成31年3月29日に2億7,000万円の振り込みあり。検証、百十四銀行満濃支店の普通預金通帳、財政調整基金、名義人、まんのう町会計担当者に平成31年3月29日に2億7,000万円の振り込みがあることを確認した。ただし、定期預金の金利の振り込みは4月10日になっていること。この理由は、前室長の町の口座に利息を入金したが、基金への振りかえはしていなかったため、後任の方が基金への入金をしたことによる。

続いて、J A 仲南定期。①当初預金額 3 億円。検証、平成 3 1 年 3 月 2 8 日に解約されている。定期預金であり、また、解約されているため、通帳等の書類はない。

②解約及び解約後の流れ。検証、解約後、下記口座へ入金があった。J A 琴南普通新規口座に 1, 5 0 3 万 3, 7 6 8 円、香川銀行満濃普通 B 口座に 1, 0 1 0 万円、百十四銀行満濃普通 C 口座に 3 5 0 万円、J A 仲南普通 D 口座に 1 3 7 万 2, 3 5 6 円、百十四銀行満濃普通 E 口座に 2 億 7, 0 0 0 万円。以上のような形で流れております。

その結果、今回の不正流用事案発生の原因として米田氏の検証結果報告。

本事案は各種基金の口座内資金の不正流用のみに限定すると、前会計室長は各種基金に積み立てられた預金について、みずから通帳と印鑑を金融機関の窓口を持参して、現金を引き出し、あるいは解約し、みずから現金を所有、あるいは自己のためにする他の金融機関の口座に振り込んでいたという内容である。

本事案の手口は単純であり、預金通帳と銀行印を同一人が管理所有していたために生じたものである。預金通帳と銀行印を複数人で管理していたならば発生しなかった案件であろう。

本事案が 1 年間も発覚しなかった理由は、月例出納検査が基金の取引及び残高の確認をほとんどしていなかったためである。各種基金は資金運用以外に一般的に月中の取引はほとんどなかった。それゆえに、関係者は動きがないから問題は生じないだろうという思い込みによる監査が甘くなったと考えられるというようなことであります。

そして、最後に、今事案発生の直接的な原因は、会計室の口座管理体制の不備である。これが一点。本事案の発覚がおくれたことにより、被害額が拡大した原因は、月例出納検査体制の不備であると言えるということで結ばれております。

そうしますと、これ、きのうから私で 5 人目になるわけです。まず、この直接的な原因、会計室長、ここで結ばれておることに対して、町長、これにお間違いないですか。これは米田氏の検証報告、どうですか。数字は私も十分でない、ひょっと間違った数字あるかもわかりません。内容についてどうですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

御質問の三和会計事務所の米田税理士による「まんのう町公金不流用事案に係る調査・検証作業報告書」の 7 ページにあります、まんのう町が調査した不正流用額の検証の部分につきましては、町の独自調査により、当該損害金額及び不正流用に使用された口座及び資金の流れについて、その調査による金額等が正しいのかどうかを米田税理士が検証した結果を表の右に記載してございます。全て「正しいと判断する」としており、町の独自調査と税理士の調査検証が全て一致しているというふうに考えております。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、ただいま、町長、このことに間違いないと、こういうことでございますので、ただいまから質問をさせていただきます。

直接的な原因は会計室の口座管理体制の不備である。町長が職員を任命した任命責任、しかもこれは管理監督をせないけない副町長の責任と思うわけですが、どうですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

町長としても統率する責任はあったと認識いたしておりますし、昨年6月の議会では、この不祥事を受けて、町長として責任の重大さに鑑み、職員の任命責任及び管理監督すべき立場である副町長とあわせて、町長の給与を3カ月100分の50減額、副町長3カ月100分の30減額する条例案を提案し、御決定いただいたところでございます。

今後、二度とこのような不祥事が起きないように、職員の管理徹底をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、私、きのうの同僚の質問の中で、そういうお答えいただきました。私はまさに青天のへきれきと感じておったわけです。といいますのは、町民が心配しておるのは、この被害額が弁済されて、それから町長がそういう責任の上、こうだというんであればわかります。ですから、それはお言葉として少し早いんと違うかというのが町民の偽らざる心境です。しかし、町長が責任はあるとお考えになっておるのは確かです。副町長もどうですか。ちょっとお待ちします。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 川原議員さんの御質問にお答えします。

私も職員の監督責任はあるというふうに考えております。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 私、一つずつ検証していっておるわけで、執行部ばかり責めるつもりは毛頭ございません。どうやって町民が納得してくれるような形で、信頼してくれる執行部であり、議会にしたいと思うから、お聞きしておることを念頭をお願いいたします。

続いて、ここにあります被害額が拡大した原因は、月例出納検査体制の不備であると言えると言い切ってます。これは監査委員。町長から学識経験者の監査委員さんを推薦する。議会が承認したわけであります。ですから、議会のチェック機能が本来ならなかったらいかんところが麻痺しておった。議会にも相当な責任はございます。ですから、私は、本来、一般質問で言わせていただいておりますが、この事案が発覚したときに、これは特別委員会に値するもんだと、そういう提案をいたしたわけですが、時期尚早ということで、今日まで延びております。ですから、議会が執行部にいろいろ聞くばかりじゃなくて、議会と執行部が議論を交わす、これがこれからの使命であります。そういう観点に私は、今、立ってお聞きをいたしておるわけです。当然、こういう議論は本会議で私はやるべきものではないと、そう感じながら、しかし、特別委員会が設置できておりませんから、きのうから私を含めて5人の方もそういう心中でお聞きしただろうと、こう解釈いたしております。

そこで、今、言いました執行部及び議会のこれからのあり方、要するに被害額が全て弁済されなければ、これはいけない。しかし、3月13日に高松地裁であるそうですが、これ、もう間近であります、そこが出てこない、と、相当な厳しい判断はできないだろうと、私はそう思っております。しかし、準備はしておかないかん。執行部と議会で町民が納得いける説明責任を果たしていく任務について、私はお聞きしたい、そう思っております。

先ほど同僚が申されました件と重複しますが、私はちょっと理解に苦しむところがございますので、一点、重複しますが、お聞きします。

2月4日、例のこの前職員の地元の自治会から来庁があったと。先ほどの質問答弁の中で、あれは町のものでないから、それは何も言わなかった、何もそれに真剣に答えなかったと、そういうふうに、私、判断したんです。しかし、地元の方が来庁して、どういう対応をされたのか。どなたが対応して、どういう意見を交換したのか、それをお聞きします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川原議員さんの質問にお答えしたいと思います。

2月4日、ちょっと時間は忘れましたが、副町長室へ当事者が来られまして、私も同席して、その方は1名で、手書きのコピーを見せていただいて、先ほどの自治会のお金の分を見せていただいたということでございます。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それは地元の金がわからない金があるからということですね。それ以外にほかにありませんか。どうですか。わざわざ地元の方が来庁してきたのには、何かがあるとお感じになりませんか。どうですか。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 何と申し上げていいかわからんですけども、私も長森と一緒に同席をいたしました。地元の事情、こういう事情なんだという話をお聞きいたしました。川原議員さんがおっしゃる何かほかに感じたことがないかというようなことの御質問やと思うんですけども、私はあくまでも職員、元室長を信じておりました。ですから、その地元から来られた問題をまず解決するのが本人の責務であるという、その部分について強く感じたところでございます。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 そこが私とちょっと意見が違うところなんです。私はこの前室長が、地元の方がそういう使途不明金があるから来た。そこの地元の会計を担っておるから来た、と、そうでしょ。関係ないんだったら来ませんわね。そこの町の会計室長を担っておる地元の方が来たことに対しての何も感じませんか、副町長、総務課長として。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 結果として大変申しわけない結果になったのは、これは紛れもない事実でございます。ただ、その時点で、何度も申し上げますが、過去にも私は申し上げましたが、私はその職員を信じておりました。そして、関係者の方々、地元の関係者の方にも、

職員の過去の業績、その行動についてもお話を聞いておりました。その中で、元室長はその時点ではまさかこんなことをするような職員であるというふうな疑いを持っておりました。その点が事実でございます。結果としてはまことに申しわけないというふうに思っております。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 結果論から言わせていただければ、それは副町長、答えにくいところもあるかと思います。それはそれとして、ちょっと参考のために申し上げます。

これは3月2日、初日の日に全協に提出いただきました資料です。これの返済金、7月25日に20万円、7月30日に6,330円、これは町村会の任意保険の還付金となっております。8月16日、5万円、9月17日、5万円、10月18日、5万円、12月26日、5万円、1月15日に73万4,000円、これはどうも消防団の退職金で70万と一気にふえましたが、通常、月に5万円。普通、こういう事案に対して、よそのところにもいろいろございます。不正な流用、もしくは着服ありますが、肉親、身内の方が逮捕される以前に弁済しております、大抵のところは。ここは、これを合わせて110万円余り。大体がこういうことをやっても、身内の方、兄弟、親、もしくは年がいったらば子供さんとか、そういう方が大体は弁済してから、しかしやった行為は悪いわけですから、それから逮捕と、こうなるわけです。でも、これはほとんど払ってないに等しい金額ですよ。ということは、これは結果論だと、副町長、言うかも知れませんが、常識的に考えてみて、ふだんの地元の素行が悪かった、そう判断すべきですよ。通常、全く一人であれば別です。でも、お聞きするところによると、いろんな方がおいでのようです。でも、そういう方が横を向いてしもとる。人間やっぱお互いのつき合いがあって、よくしてくれる人には、それで返す。くれない人は横へ向くと。そういう格好を見ても、これ、現実にわかるんですね。副町長は信頼しておった、信頼しておったというけど、これも結果論、後から出た話ですが、そういうものは事前に町長の口から任命したときの話の中には聞こえてこなかったんですが、結果論でもいいです、どう思いますか、町長。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 こういう結果になってまことに申しわけないと思っておりますが、当初、会計責任者に彼を任命したときには、そういうことは全く思っておりませんでした。今まで町の職務は真面目にこなしておりましたし、非常に性格的にもおとなしい性格でもありましたから、十分会計責任者として責任に足り得るということで任命をしたところであります。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 私もここらで大体あらあらな姿が見えたので、そういうものについてはやめます。だから、今後は町民が一番何を思っておるかという、まんのう町の執行部、まんのう町の議会、どういうしまいをするんやということが、当然、口にする方ばかりではございません。しかし、腹の内はみな思ってます。ですから、今後、執行部に

議会が問うばかりでなくて、議会と一緒に審議しながら、この問題を町民の納得できる方向に向けていくべき努力をしたいなと私はこういうことを思いながら、私の一般質問にかえさせていただきます。終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月17日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

散会 午後4時10分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 3 月 4 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員